

令和 2 年度

仙台市水防計画（案）

仙台市

目次

第1章	目的	1
第2章	仙台市地域防災計画との関係	1
第3章	用語の定義	1
第4章	水防組織	6
第1	市の水防組織	6
第2	洪水予報・水防・災害情報連絡会	7
第3	大規模氾濫時の減災対策協議会	7
第5章	重要水防箇所及びその重要度	8
第1	重要水防箇所	8
第2	準重要水防箇所	8
第6章	堰堤、水こう門等の操作及びダム管理	9
第1	国が管理する堰堤、水こう門及びダム	9
第2	宮城県が管理する堰堤、水こう門及びダム	10
第3	仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム	11
第7章	水防施設及び資材器具の整備	14
第1	資材器具の備蓄基準	14
第2	資材器具の現況	14
第3	資材器具の点検補充	14
第4	県の資材器具等の応援	15
第8章	河川の巡視	16
第9章	水位の観測	18
第1	量水標等観測者及び通報先	18
第2	水位通報の要領	19
第10章	指定河川洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報	20
第1	指定河川洪水予報	20
第2	洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報	21
第3	水防警報	21
第11章	避難勧告等の発令	24

第 1	避難勧告等の発令対象河川	24
第 2	避難勧告等の発令基準	24
第 3	氾濫危険水位等一覧	25
第 4	避難勧告等の発令範囲及び開設避難所	26
第 12 章	情報連絡	28
第 1	使用通信施設	28
第 2	通信連絡系統	28
第 3	市民に対する周知方法	34
第 13 章	出動及び水防活動	36
第 1	消防機関の出動及び水防活動	36
第 2	堤防異常報告、水防開始報告	36
第 3	水防優先通行標識	36
第 4	決壊、漏水等の通報	36
第 5	水防解除	37
第 14 章	関係機関との協力及び応援	38
第 1	隣接市町との応援協定	38
第 2	下流市への通報事項	38
第 3	国土交通大臣が行う特定緊急水防活動	38
第 4	河川管理者による水防のための活動への協力	38
第 15 章	費用負担及び公用負担	40
第 1	費用負担	40
第 2	人的公用負担	40
第 3	物的公用負担	40
第 16 章	公務災害補償等	41
第 17 章	水防活動実施状況報告	42
第 18 章	水防訓練	42

《附属資料》

- 1 仙台市水防協議会条例
- 2 仙台市水防協議会委員等名簿
- 3-1 重要水防箇所（東北地方整備局）
- 3-2 重要水防箇所評定基準（東北地方整備局）
- 3-3 名取川重要水防区域図（東北地方整備局）
- 4-1 重要水防箇所（宮城県）
- 4-2 重要水防箇所評定基準（宮城県）
- 4-3 重要水防区域図（宮城県）
- 5-1 準重要水防区域（仙台市）
- 5-2 準重要水防区域図（水防倉庫等配置図）
- 6 水防資器材及び水防工具類の配置状況
- 7 消防機関の通信系統
- 8 仙台市防災行政用無線配置表
- 9 水防活動実施報告
- 10 非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領（抜粋）
- 11 消防団の消防活動に関する要綱（抜粋）
- 12 水防活動における堤防監視について
- 13 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う洪水警報等の発表基準の暫定的な運用
- 14 特別警報・警報・注意報の基準
- 15-1 指定河川洪水予報伝達様式（東北地方整備局）
- 15-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県）
- 16 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県）
- 17-1 水防警報伝達様式（東北地方整備局）
- 17-2 水防警報伝達様式（宮城県）
- 18 異常洪水時防災操作等伝達様式（釜房ダム）
- 19 笹川樋門操作に関する情報（様式イ、様式ロ）
- 20 名取川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 21 広瀬川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 22 広瀬川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 23 七北田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 24 梅田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 25 砂押川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 26 旧笹川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 27 笹川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 28 増田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 29 仙台市内の洪水予報河川・水位周知河川図

第1章 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき、仙台市域の河川、湖沼又は海岸等に係る水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、水防上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 仙台市地域防災計画との関係

この計画は、仙台市地域防災計画に基づき、主として水災の防御活動について定めるものであり、この計画に定めのない災害対策に関する事項は、仙台市地域防災計画の定めるところによる。

第3章 用語の定義

この計画の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれのある場合や氾濫後の状況を基準地点の水位又は流量等を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

2 指定河川洪水予報

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う指定河川洪水予報

国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して行う予報をいう（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）。

(2) 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う指定河川洪水予報

都道府県知事が指定した洪水予報河川について、都道府県知事と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときに、水位又は流量を示して行う予報をいう（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）。

3 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、当該河川の水位が予め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

4 水位到達情報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、予め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位及び避難判断水位への到達情報並びに氾濫発生情報のことをいう。

5 水防警報

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川、湖沼又は海岸について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16条第1項）。

(2) 都道府県知事が行う水防警報

都道府県知事が、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16条第1項）。

6 水防活動用警報・注意報（附属資料14参照）

気象庁が発表する水防活動の利用に適合する警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項、同法第14条の2第1項）。

7 大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報（附属資料14参照）

(1) 大雨特別警報とは、大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

(2) 大雨警報とは、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

(3) 大雨注意報とは、大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

8 高潮特別警報、高潮警報及び高潮注意報（附属資料14参照）

(1) 高潮特別警報とは、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条の2第1項）。

(2) 高潮警報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。

(3) 高潮注意報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生する

おそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。

9 津波特別警報、津波警報及び津波注意報（附属資料 14 参照）

- (1) 津波特別警報とは、津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条の 2 第 1 項）。

なお、津波特別警報は、「大津波警報」の名称で発表する。

- (2) 津波警報とは、津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。
- (3) 津波注意報とは、津波により災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。

10 洪水警報及び洪水注意報（附属資料 14 参照）

- (1) 洪水警報とは、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。
- (2) 洪水注意報とは、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。

11 避難勧告等

避難勧告等とは、災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始をいう。

- (1) 災害発生情報とは、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求める情報である。
- (2) 避難指示（緊急）とは、既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっている場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。
- (3) 避難勧告とは、避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始とは、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報に基づく避難の実実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する要配慮者とその

支援者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。

12 水位

(1) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点毎に都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項）をいう。水防管理者（仙台市長）又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(2) 氾濫注意水位（警戒水位）

一般に水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項）をいう。量水標管理者は量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(3) 避難判断水位

災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定めた水位をいう。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(5) 計画高水位

堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量とダムなどの流量調節施設と組み合わせて算出された計画流量に基づき決定された水位（堤防が設計上耐えられる水位）をいう。

(6) 水位危険度レベル

洪水予報河川において、河川の水位に応じて設定されている、危険度を示すレベルをいう。

以下の 5 段階で設定されている。

レベル 1 : 水防団待機水位から氾濫注意水位まで。水防団が体制を整える段階。

レベル 2 : 氾濫注意水位から避難判断水位まで。氾濫の発生に対する注意を求める段階。

レベル 3 : 避難判断水位から氾濫危険水位まで。避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階。

レベル 4 : 氾濫危険水位から氾濫発生まで。いつ氾濫してもおかしくない状

態であり、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階。

レベル5： 氾濫の発生以降。氾濫水への警戒を求める段階。

13 重要水防箇所

国土交通大臣又は都道府県知事が指定する、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

14 準重要水防箇所

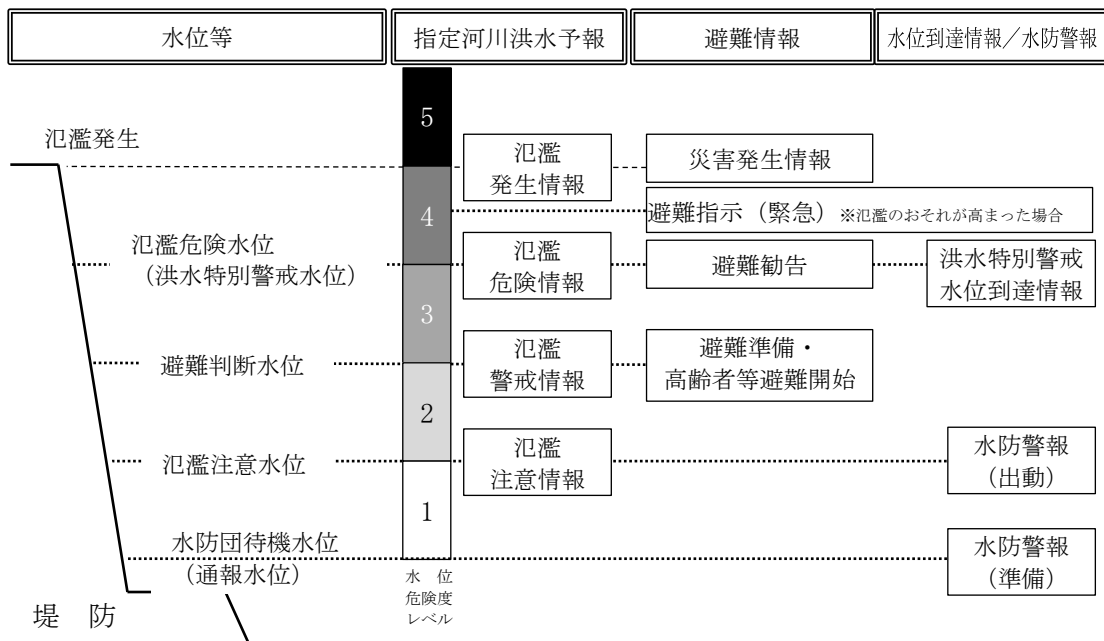
水防管理者（仙台市長）が指定する、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

15 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

なお、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）（以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の水防法第14条第1項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、改正法の施行の際、現に改正法第1条の規定による改正前の水防法第14条第1項の規定により指定されている浸水想定区域は、改正法による改正後の水防法第14条第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなすこととされている（平成27年法律第22号附則第2条第1項）。

《参考：水位及び指定河川洪水予報等の関係》



注 指定河川洪水予報等の判断は、水位上昇予測等も考慮されることから、水位到達によって指定河川洪水予報等が発表されるものではない。

第4章 水防組織

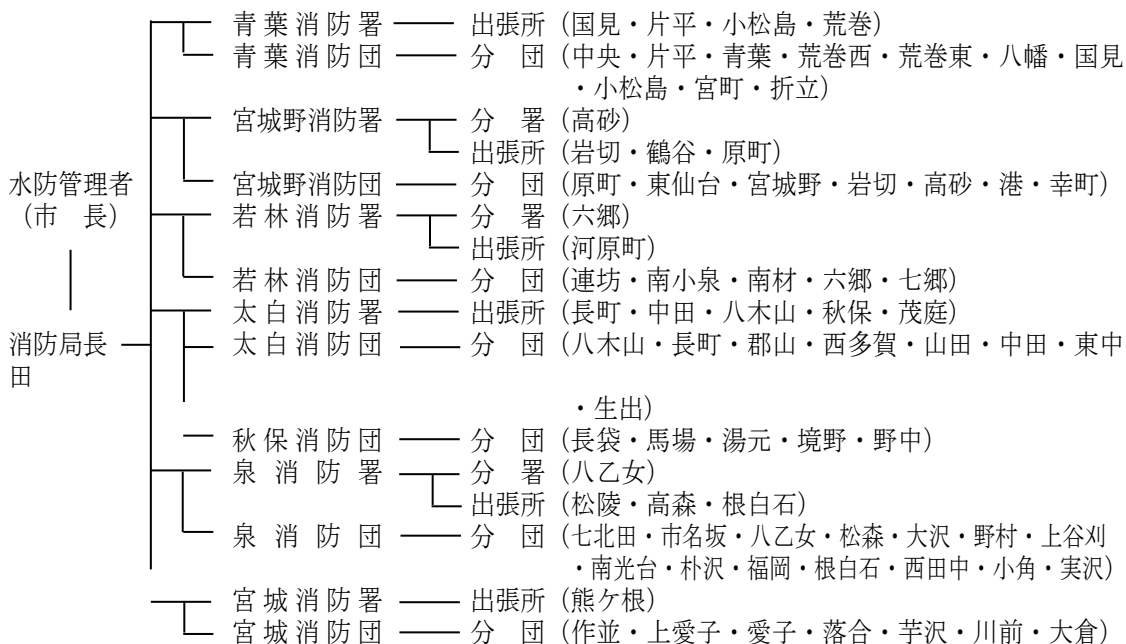
第1 市の水防組織

水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。

1 実施機関及び任務

担当局区等	任務	
水防管理者 (市長)	危機管理室	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営
	消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達
	経済局	用排水施設に関すること
	建設局	排水施設の管理及び操作
		一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること
	区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営
	避難所担当課	避難所開設・運営

2 消防署・消防団の組織



3 水防活動従事者の安全確保

水防活動に従事する者は、自身に危険が及ぶ可能性が高いと判断したときは、安全確保を最優先に活動する。なお、安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に地域活動の状況に応じたものとする。

- (1) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (2) 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

- (3) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (4) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (5) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- (6) 水防活動は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (7) 水防活動時には、ライフジャケット等を着用する。
- (8) 出水期前に、安全確保のための研修を実施する。

第2 洪水予報・水防・災害情報連絡会

国、県及び関係機関は、「名取川・阿武隈川下流洪水予報・水防・災害情報連絡会」を通して、水防技術の向上や洪水予報、水防警報等の情報伝達の円滑化を図ることにより、水害の防止、軽減を図るものとする。

第3 大規模氾濫時の減災対策協議会

国、県、市町村及び関係機関は、その構成員となっている大規模氾濫時の減災対策協議会（法第15条の9第1項に規定する大規模氾濫減災協議会及び法第15条の10第1項に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会）において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5章 重要水防箇所及びその重要度

第1 重要水防箇所

重要水防箇所は、河川法を適用する河川、海岸等で、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所として国又は県が指定した箇所であり、重要度A区間（水防上最も重要な区間）、重要度B区間（水防上重要な区間）及び要注意区間に分類される。

1 国土交通省東北地方整備局

国が指定した重要水防箇所は附属資料 3-1、3-3 のとおりである。

なお、重要水防箇所評定基準は附属資料 3-2 のとおりである。

2 宮城県

宮城県が指定した重要水防箇所は附属資料 4-1、4-3 のとおりである。

なお、重要水防箇所評定基準は附属資料 4-2 のとおりである。

第2 準重要水防箇所

準重要水防箇所は、重要水防箇所に準ずる箇所として仙台市が指定するものであり、附属資料 5-1、5-2 のとおりである。

第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダム管理

堰堤、水こう門、排水機の管理、操作担当・連絡先及びダム管理は次のとおりであり、降雨状況、河川水位の変化等により必要な措置を講ずるものとする。

第1 国が管理する堰堤、水こう門及びダム

1 水こう門

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
名取川	笹川樋門	太白区袋原字北河原地内	旧笹川への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
名取川	閑上水門	名取市閑上字新町地内	中貞山運河への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
名取川	熊野堂排水樋管	名取市高館字熊野堂地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	土手合排水樋管	若林区日辺字宅地地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	三橋排水樋管	若林区沖野字河原地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	中河原排水樋管	若林区南小泉字中河原地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	松原第三排水樋管	若林区四丁目地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	広瀬川左岸排水樋管	若林区河原町二丁目地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	観音堂排水樋管	太白区大野田字観音堂地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	大野田排水樋管	太白区大野田字イコタ地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	伊古田排水樋管	太白区大野田字イコタ地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	下の内排水樋管	太白区富沢字下の内地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	山口(用)排水樋管	太白区富沢字山口地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	木流堀排水樋門	太白区富沢字宮崎地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	八幡東排水樋管	太白区富沢字八幡東地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813

2 ダム

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	備考
碁石川	釜房ダム	柴田郡川崎町大字小野字大平山10-6	農業用水、治水、発電、上水道、工業用水	国土交通省釜房ダム管理所	0224-84-2171~2	完成年：昭和45年 洪水調節方式：一定率一定量 (流入量-300)×0.407+300 能力：2日間の総雨量 381mm

第2 宮城県が管理する堰堤、水こう門及びダム

1 水こう門

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
梅田川	仙石水門	宮城野区仙石三丁目地内	高野川への逆流防止	宮城県仙台土木事務所	297-4172
南貞山運河	南水門	宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二地内	南貞山運河への逆流防止	宮城県仙台土木事務所	297-4172

2 ダム

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	備考
大倉川	大倉ダム	青葉区大倉字岩下地内	農業用水、治水、発電、上水道、工業用水	宮城県大倉ダム管理事務所 (仙台地方ダム総合事務所)	393-2211 (372-2103)	完成年：昭和37年 洪水調節方式：一定率一定量 (流入量-100)×0.4+100 計画雨量：380mm(1/100)
七北田川	七北田ダム	泉区福岡字蒜但木地内	農業用水、治水、上水道	宮城県七北田ダム管理事務所 (仙台地方ダム総合事務所)	379-3532 (372-2103)	完成年：昭和59年 洪水調節方式：自然調節式 (最大90m ³ /S) 計画雨量：351mm(1/100)
増田川	樽水ダム	名取市高館川上字長畑地内	治水、上水道	宮城県樽水ダム管理事務所 (仙台地方ダム総合事務所)	384-2226 (372-2103)	完成年：昭和51年 洪水調節方式：自然調節式 (最大40m ³ /S) 計画雨量：309mm(1/50)

第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム

1 堰堤、水こう門

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026
	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山水利組合	090-5188-9275
	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
	八本松第一排水樋管	太白区八本松一丁目 地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
名取川	木流堀取水口樋門	太白区高館熊野堂字 五反田地内	農業用水の取水	名取土地改良区	382-5211
	大村樋門	太白区中田二丁目 1-16 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
七北田川	北向堰	泉区福岡字岳山地内	農業用水の取水	北向堰水利組合	379-2277
	根白石大堰	泉区福岡字坂下地内	農業用水の取水	根白石大堰水利組合	379-2306
	新堰	泉区根白石字町東地内	農業用水の取水	仙台市泉土地改良区	372-0064
	今宮堰	泉区根白石字年川前 漆方地内	農業用水の取水		
	明神堰	泉区野村字明神地内	農業用水の取水		
	薄ヶ沢堰	泉区八乙女四丁目地内	農業用水の取水	仙台市岩切土地改良区	255-8254
	八沢樋管	泉区松森字太子堂地内	農業用水の取水		
	住吉樋管	泉区松森字長岫地内	農業用水の取水		
	砂押川排水樋門	泉区松森字岡本地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道北管理センター	373-0902
	鹿島堀排水樋門	泉区松森字館地内	雨水排水路への逆流防止		
	宝堰	泉区松森字堰場地内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)	368-1804
	霧蛇淵樋管	宮城野区岩切字千刈 田地内	農業用水(取水) 排水 雨水排水路への逆流防止		255-6951
	千刈田樋管	宮城野区岩切字千刈 田地内	農業用水(取水) 排水	経済局農林土木課	214-8268
	中野堰	多賀城市新田字西後 地内	農業用水の取水	仙台市高砂水利組合	258-0283
	鶴ヶ谷樋門	宮城野区鶴ヶ谷字崖 ノ上地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
	真美沢排水樋門	泉区八乙女中央四丁 目 14-20 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道北管理センター	373-0902
	伽藍堰	泉区松森字岡本前地内	農業用水の取水	仙台市泉土地改良区	372-0064
	洞ヶ沢雨水幹線排水樋門	泉区松森字堰堀 59 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道北管理センター	373-0902
	サメ堀排水樋門	泉区市名坂字高倉地内	雨水排水路への逆流防止		
	七北田川第5号雨水幹線排水樋門	泉区市名坂字原田 102 地先	雨水排水路への逆流防止		

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
梅田川	境堀樋管	宮城野区仙石 6 地先	農業用水(雨水)排水	経済局農林土木課	214-8268
	福田町樋門	宮城野区福田町二丁目 14-5・34-1	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
		宮城野区福田町二丁目 10-34・11-20	雨水排水路への逆流防止		
	扇町一丁目樋門	宮城野区扇町一丁目 5-4 地先	雨水排水路への逆流防止		
筑川	泉崎樋門	太白区大野田字イコタ 11-1 地先	雨水排水路への逆流防止		
貞山運河	井土浦川樋門	若林区井土字太夫野地先	農業用水排水及び防潮のため	仙台東土地改良区	288-5026
丸田沢溜池		泉区上谷刈赤坂四丁目他	——	経済局農林土木課	214-8268
洞ヶ沢堤		泉区松森戌亥沢地内	農業用水の貯水のため	仙台市泉土地改良区	372-0064
将監溜池		泉区将監 10 丁目地内(将監風致公園内/将監沼)	農業用水の貯水のため		

2 排水機

河川海名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
七北田川	七北田川原雨水ポンプ場	泉区八乙女中央三丁目 11-23 地先	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730
	蒲生雨水ポンプ場	宮城野区蒲生字町 86	内水(雨水)排除		
	鶴巻ポンプ場	宮城野区鶴巻一丁目 5-1	内水(雨水)排除		
梅田川	田子排水機場	宮城野区福住町 20-12	農地湛水排除 内水(雨水)排除	経済局農林土木課	214-8268
	新田東雨水ポンプ場	宮城野区新田東三丁目 1-30	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730
	扇町雨水ポンプ場	宮城野区扇町六丁目 6-1	内水(雨水)排除		
	苦竹ポンプ場	宮城野区苦竹二丁目 7-1	内水(雨水)排除		
	苦竹雨水ポンプ場	宮城野区苦竹二丁目 8-2	内水(雨水)排除		
	仙石排水ポンプ場	宮城野区仙石 17	内水(雨水)排除		

河川海名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
貞山運河	藤塚排水機場	若林区藤塚字土手外 14-5	農地湛水排除	仙台東土地改良区	288-5026
	二郷堀排水機場	若林区井土字子午沼国有林 88 林班	農地湛水排除		
	大堀排水機場	若林区荒浜字北丁 25-1	農地湛水排除		
	高砂南部排水機場	宮城野区蒲生字南中河原 9-1	農地湛水排除		
	井土浦川排水機場	若林区井土字太夫野地内	内水(雨水)排除	建設局河川課	214-8837
仙台港湾	北新田排水ポンプ場	宮城野区港三丁目 8-2	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730
	西原排水ポンプ場	宮城野区蒲生二丁目 1-4	内水(雨水)排除		
	中野雨水ポンプ場	宮城野区仙台港北二丁目 3-3	内水(雨水)排除		
	西原雨水ポンプ場	宮城野区港一丁目 1-7	内水(雨水)排除		
名取川	落合雨水ポンプ場	太白区袋原二丁目 16-15	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730
	今泉雨水ポンプ場	若林区今泉字上新田 94	内水(雨水)排除		
	庄松雨水ポンプ場	太白区東中田一丁目 10-18	内水(雨水)排除		
	郡山ポンプ場	太白区郡山字籠ノ瀬 19-5	内水(雨水)排除		
	東郡山雨水ポンプ場	太白区東郡山二丁目 31-25	内水(雨水)排除		
	長町第一ポンプ場	太白区大野田三丁目 11-66	内水(雨水)排除		
広瀬川	五ツ谷ポンプ場	若林区若林四丁目 8-8	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730

3 ダム

河川名	名称	所在地	用途	管理	連絡先	備考
青下川	青下第1ダム 青下第2ダム 青下第3ダム	青葉区大倉字大原新田地内	上水道	水道局国見浄水課中原浄水場	394-2507	洪水調節方式:自然越流式 その他:防災上危険のないダムとして分類されている。

第7章 水防施設及び資材器具の整備

第1 資材器具の備蓄基準

水防倉庫又は代用備蓄場の設置基準は、水防区域延長 2 キロメートルないし 4 キロメートルに対し 1 箇所割とし、資材器具の備蓄基準は次のとおりとする。なお、この基準は標準を示したものであり、過去の水害の経験から、適宜弾力的に対応するものとする。

資材器具 級別	ビニール袋 土のう袋	杉丸太（くい）			防水シート	鉄線	スコップ	掛矢	唐ぐわ	つるはし	おのこぎり	かま	縄	片手ハンマー	ペンチ
		3.6 m	2.7 m	1.8 m											
		末口 9cm													
A級倉庫 30.6 平方メートル 程度	3,000 枚	50 本	80 本	210 本	60 枚	50 kg	20 丁	6 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 丁	40 玉	5 丁	5 丁
B級倉庫 18.8 平方メートル 程度	3,000 枚	20 本	30 本	90 本	50 枚	20 kg	20 丁	6 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 丁	30 玉	5 丁	5 丁
C級倉庫 13.3 平方メートル 程度	1,750 枚	10 本	20 本	40 本	40 枚	10 kg	20 丁	6 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 丁	15 玉	5 丁	5 丁

第2 資材器具の現況

資材器具の備蓄状況は、附属資料 6 のとおりである。

第3 資材器具の点検補充

資材器具の整備は、毎年これを点検し、補充するものとする。補充又は新規備蓄を行った場合は、その資材器具の品目・数量・価格等の購入調書を作成し、仙台土木事務所を経由し、県に提出するものとする。

また、備蓄資材器具等の不足に備え、あらかじめ取扱業者からの調達方法等について、調整しておくものとする。

第4 県の資材器具等の応援

県の資材器具等の応援を必要とする場合は、水防管理者から、当該資材器具の県保管者（土木事務所長）に要請するものとする。この場合は、次の理由並びに手続きによる。

- 1 水防管理団体は、区域内の水防に備え、備蓄基準にある必要な資材器具を整備するものとし、これを使用し更に補充の必要があるときは、法第28条〔公用負担〕の規定によるほか、必要に応じ、「水防資材器具応援申請書」を県保管者（土木事務所長）に提出し、承認を受ける。
- 2 県保管者から「水防資材器具出庫伝票」を受取り、受領済みの証として両者立会いのもと出庫伝票2通に記名押印し、各1通を保管する。

水防資材器具応援申請書	
1 使用場所	河川又は場所 何々市町村大字名
2 資材器具名	数量
令和 年 月 日	
仙台市長 事務取扱者	
印 印	
宮城県〇〇土木事務所長 殿	

----- 切り取り線 -----

水防資材器具出庫伝票	
1 申請者	仙台市長
2 事務取扱者	
3 使用場所	河川又は場所
4 数量	資材器具名 数量
令和 年 月 日	
宮城県〇〇土木事務所 事務取扱者（職氏名）	
印 印	
仙台市長 殿	
上記の資器材を受領いたしました。	
令和 年 月 日	
仙台市長	
印	

第8章 河川の巡視

法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、次に定める巡視責任者が融雪期、梅雨期、台風期等の前など、随時区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めため、河川管理者（仙台河川国道事務所、仙台北土木事務所）に消防局警防課を通じ連絡するものとする。

また、巡視責任者は必要により河川管理者、建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、その他関係機関の協力を得て合同で実施できるものとする。

河川名	巡視区間 から～まで（メートル）	巡視責任者	管轄消防団長
名取川 左岸	頭首工 富沢字松山・大野田字河島境	太白消防署長 太白区長	太白消防団長
	富沢字松山・大野田字河島境 東北本線		
	東北本線 広瀬川合流点		
	広瀬川合流点 河口	若林消防署長 若林区長	若林消防団長
名取川 右岸	名取大橋高館熊野堂・仙台市太白区柳生字稲荷 境	太白消防署長 太白区長	太白消防団長
	名取大橋 名取市関上・仙台市太白区四郎丸字新川境		
広瀬川 左岸	宮沢橋 若林七丁目・沖野四丁目堺	若林消防署長 若林区長	若林消防団長
	若林七丁目・沖野四丁目境 名取川合流点		
	向山一丁目 越路・根岸境		
広瀬川 右岸	越路・根岸境	太白消防署長 太白区長	太白消防団長
	根岸・長町1丁目境		
	根岸・長町1丁目境 名取川合流点		
広瀬川 両岸	澱橋 壺屋下	青葉消防署長 青葉区長	青葉消防団長
広瀬川 左岸	芋沢字新田 芋沢字大堀	宮城消防署長 宮城総合支所長	宮城消防団長
広瀬川 左岸	芋沢字大竹新田 合流点		
笹川 両岸	木流堀合流点 市営地下鉄線	太白消防署長 太白区長	太白消防団長
笹川 両岸	市営地下鉄線 名取川合流点		
旧笹川 両岸	笹川分水点 市営地下鉄線		
	市営地下鉄線 東北本線		
	東北本線 名取川合流点		

河川名	巡視区間 から～まで (メートル)	巡視責任者	管轄消防団長
井土浦川 両岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点 3,000	若林消防署長 若林区長	若林消防団長
二郷堀 両岸	井土浦川合流点 貞山運河合流点 900		
二郷堀導 水路両岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点 1,400		
貞山運河 両岸	名取川合流点 六郷・七郷境 (二郷堀合流点) 4,000		
	六郷・七郷境 (二郷堀合流点) 宮城野・若林区境 2,600		
貞山運河 両岸	宮城野・若林区境 蒲生 3,000	宮城野消防署長 宮城野区長	宮城野消防団長
七北田川 左岸	泉境 今市橋 1,700		
	今市橋 多賀城市境 1,450		
	多賀城市境 河口 5,400		
七北田川 右岸	泉境 今市橋 2,000		
七北田川 右岸	今市橋 高砂境 2,000		
	高砂境 河口 7,000		
梅田川 左岸	苦竹 福田橋 2,500		
	福田橋 七北田川合流点 2,000		
梅田川 右岸	苦竹 福田橋 2,500		
	福田橋 七北田川合流点 2,000		
梅田川 両岸	荒巻本沢 東北本線 4,300	青葉消防署長 青葉区長	青葉消防団長
	東北本線 苦竹 2,200	宮城野消防署長 宮城野区長	宮城野消防団長
七北田川 左岸	七北田橋 要害川合流点 1,100	泉消防署長 泉区長	泉消防団長
	要害川合流点 岩切境 1,900		
七北田川 右岸	七北田橋 岩切境 3,000		
七北田川 左岸	長命橋 赤生津大橋 2,000		
七北田川 右岸	長命橋 赤生津大橋 2,000		
	根白石町頭 根白石町尻道下 1,500		
七北田川 左岸	広瀬橋 実沢去田屋敷 2,500		

要害川 兩岸	市名坂天神沢 市名坂野蔵	2,000	
-----------	-----------------	-------	--

第9章 水位の観測

水位の観測は、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により行う。ただし、これによる観測ができない場合等においては、次により量水標等観測者が通報を行うものとする。

第1 量水標等観測者及び通報先

量水標等観測者は、水防管理者から水位通報の求めを受けたとき又は自ら宮城県河川流域情報システム（MIRAI）の観測データに異常を認めるときは、水位を監視する。なお、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、次表により、本章第2に基づき通報担当者が消防局（指令課）を通じ、災害対策本部又は災害警戒本部に通報するものとする。

表 1

量水標 (量水標管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考 (メートル)
名取川名取橋 (仙台海川国道事務所)	長町出張所 又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 11.3 既往最高水位 10.65
広瀬川広瀬橋 (仙台海川国道事務所)	河原町出張所 又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 5.3 既往最高水位 4.15
旧笹川北目橋 (仙台土木事務所)	長町出張所 又は郡山分団	太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 4.4 既往最高水位—
笹川杉の下橋 (仙台海川国道事務所)	太白消防署 又は西多賀分団	消防局（指令課）へ	堤防高 15.2 既往最高水位—
七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署 又は市名坂分団	泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 19.20 既往最高水位 18.58
七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所 又は小角分団	泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 4.7 既往最高水位—
梅田川苦竹 (仙台土木事務所)	宮城野消防署 又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 11.79 既往最高水位—

表 2

観測場所	観測テレメータ名 (管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考
名取川 茂庭字人来田	余方観測所 (国土交通省)	茂庭出張所 又は生出分団	太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ	余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。

備考 1 観測は、観測時刻を明確にし、毎時観測するものとする。氾濫注意水位（警戒水位）及び最高水位は、特に重視観測するものとし、増減水量の激変その他の状況については、随時その様子を速報すること。

備考 2 表 2 は仙台市が定めるものであり、人来田地区にテレメータが無い場合、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに各水位を設定したものである。

第2 水位通報の要領

- 1 水防団待機水位（通報水位）に達したときは通報するものとし、以後水防団待機水位（通報水位）以下になるまで通報を続ける。
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、それぞれ通報する。
- 3 増水量は 30 センチメートル、減水量は 60 センチメートル毎に報告する。
- 4 最高水位は通報する。

第10章 指定河川洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報

第1 指定河川洪水予報

1 対象河川及び水位

(1) 国土交通大臣が行う指定河川洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
名取川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先から海まで	名取橋
広瀬川	左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで	広瀬橋

(2) 都道府県知事が行う洪水予報

法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、宮城県土木部河川課と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
七北田川	左岸 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで	市名坂

2 指定河川洪水予報の種類

指定河川洪水予報の種類は、洪水注意報と洪水警報の二種類とする。

3 指定河川洪水予報の基準

- (1) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき発表する。
- (2) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、または、氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき発表する。
- (3) 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき発表する。
- (4) 氾濫発生情報（洪水警報）は、予報区間において氾濫を確認したとき発表する。

第2 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

1 国土交通大臣が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が洪水特別警戒水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
策川	左岸 仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで 右岸 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで	杉の下橋

2 知事が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

法第13条第2項の規定により、宮城県知事が洪水特別警戒水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
増田川	左右岸 上町川合流点から 海まで	上増田
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋
旧策川	左右岸 策川からの分岐点から 名取川合流点まで	北目橋
七北田川	左右岸 馬橋から 赤生津大橋まで	小角
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋

第3 水防警報

1 国土交通大臣が行う水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川（水防警報河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
名取川 幹川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先から海まで	名取橋 閑上第二
名取川 支川 広瀬川	左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで	広瀬橋
名取川 支川 策川	左岸 仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで 右岸 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで	杉の下橋

2 知事が行う水防警報

法第16条の規定により、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
名取川 支 川 広瀬川	左岸 愛宕橋から広瀬橋まで 右岸	広瀬橋
旧笹川	左岸 笹川からの分岐点から名取川合流点まで 右岸	北目橋
七北田川	左岸 赤生津大橋から海まで 右岸	市名坂
	左岸 馬橋から赤生津大橋まで 右岸	小角
梅田川	左岸 大田見橋から七北田川合流点まで 右岸	苦竹

3 水防警報の段階と行動内容

(1) 水防警報の段階は、次のとおりである。

段階	種別	行動内容
第1段階	準備	水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門等の開閉準備、消防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの。
第2段階	出動	消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。
第3段階	解除	水防活動の終了を通報するもの。

(2) 水防警報の発表基準は、次のとおりである。

① 国土交通大臣所管

河川名	観測所名	第1段階（準備）	第2段階（出動）	第3段階（解除）
名取川 幹 川	名取橋	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下がり水防作業の必要がなくなったとき
	関上第二			
名取川 支 川 広瀬川	広瀬橋			
名取川 支 川 笹 川	杉の下橋			

② 県知事所管

河川名	観測所名	第1段階（準備）	第2段階（出動）	第3段階（解除）
広瀬川※	広瀬橋	雨量を考慮し、量水標が水防団待機水位（通報水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下がり水防作業の必要がなくなったとき
旧笹川	北目橋			
七北田川	市名坂			
	小角			
梅田川	苦竹			

※ 広瀬川において、第1段階（準備）及び第2段階（出動）は、国管理区間と同時に発表する。

4 水防警報発表及び受報機関とその措置

(1) 国土交通大臣所管

河川名	発表担当者	受報担当者	通報担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
名取川	仙台河川国道事務所長	宮城県土木部河川課長	仙台土木事務所長	水防管理者（仙台市）	加入電話	各水防関係連絡先 電話番号は第12章第2の9
広瀬川						
笹川						

- ① 仙台土木事務所長から警報事項の通知を受けた水防管理者は、第12章第2の3の通信連絡システムにより、直ちに警報区域の水防機関に通知するものとする。
- ② 水防警報を受理した水防管理者並びに水防実施機関は、警報段階に応じ、直ちに準備又は出動の措置をとるものとする。

(2) 県知事所管

河川名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
広瀬川	仙台土木事務所長	水防管理者（仙台市）	加入電話 及び 防災無線	各水防関係連絡先 電話番号は第12章第2の9
旧笹川				
七北田川				
梅田川				

第11章 避難勧告等の発令

水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第60条に基づき、避難勧告等を発令すると共に、宮城県知事にその旨を通知するものとする。また、避難勧告等を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その旨を通知する。

避難勧告等の発令に際しては、第12章第3による方法により市民に周知するものとする。

第1 避難勧告等の発令対象河川

避難勧告等の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川及び水位周知河川を基本とする。

第2 避難勧告等の発令基準

仙台市地域防災計画に定める避難勧告等の発令基準は次のとおりである。

避難勧告等の種別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none">・基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">・氾濫が発生するおそれが高まった場合・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合
災害発生情報	<ul style="list-style-type: none">・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合・その他氾濫の発生が確認された場合

※ 堤防の浸透・侵食に係る情報の伝達については、「第12章 第2 6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図」による。

第3 氾濫危険水位等一覧

(単位：m)

河川名	河川の位置付け				観測所名	所在地	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	計画高 水位	0点高 (TP)	河川管理者	量水標管理者
	洪水予報	水位周知	水防警報	その他										
名取川	○		○		名取橋	仙台市太白区 大野田橋本	5.50	6.50	8.30	9.20	10.190	-0.50	国土交通省	仙台河川 国道事務所
			○		閑上第二	名取市 閑上字町	1.50	2.00	-	-	3.187	-0.20		
				○ ※1	余方	名取市 高館形熊野堂 字余方川端	2.50	5.00	5.12 ^{※1}	6.77 ^{※1}	-	24.37	宮城県	
増田川		○	○		上増田	名取市 飯野坂 1	1.20	1.70	2.00	2.50	3.00	1.38	宮城県	仙台地方ダム 総合事務所
広瀬川 ^{※2}	○		○		広瀬橋	仙台市若林区 河原町 2-15	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124	9.93	国土交通省	仙台河川 国道事務所
		○		宮城県										
旧策川		○	○		北目橋	仙台市太白区郡山 字南上河原	2.70	2.70	2.90	3.10	-	1.69	宮城県	仙台土木事務所
策川		○	○		杉の下橋	仙台市太白区富沢	12.40	13.00	13.70	14.20	14.354	-0.43	国土交通省	仙台河川 国道事務所
七北田川 ^{※3}	○		○		市名坂	仙台市泉区 市名坂石止 84-1	2.85 ^{※4} (3.35)	3.35 ^{※4} (4.00)	4.00 ^{※4} (4.30)	4.30 ^{※4} (4.50)	6.032	11.70	宮城県	仙台地方ダム 総合事務所
		○			小角	仙台市泉区実沢字 新坂沢 3-2	1.65	1.90	2.20	2.40	-	40.68		
梅田川		○	○		苦竹	仙台市宮城野区 新田 5	2.10	2.50	2.60	2.80	3.330	6.50		仙台土木事務所
砂押川		○	○		八幡橋	多賀城市 八幡 3-4-7	1.10 ^{※4} (1.40)	1.40 ^{※4} (2.40)	2.40 ^{※4} (2.50)	2.50 ^{※4} (2.60)	3.213	-0.20		

※1 人來田地区を対象として、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに仙台市が設定したものである。

※2 上段は広瀬橋から名取川への合流点までの区間（国土交通省管理区間）、下段は愛宕橋から広瀬橋までの区間（宮城県管理区間）を対象としたものである。

※3 上段は赤生津大橋から海までの区間に係る水位を設定したものであり、下段は馬橋から赤生津大橋までの区間に係る水位を設定したものである。

※4 東北地方太平洋沖地震による被害からの復旧までの間、暫定的に引き下げて運用されている。なお、() 内は復旧後の水位である。

第4 避難勧告等の発令範囲及び開設避難所

避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域を基本とする。

洪水浸水想定区域は附属資料 20 から 28 のとおりである。

避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する。ただし、青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く。

1 避難勧告等の発令対象河川及び避難所開設対象区

避難勧告等の発令対象河川名及び避難所開設対象区は、次のとおりである。

河川名	対象区				
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
名取川		○	○	○	
増田川				○	
広瀬川	○	○	○	○	
旧笹川				○	
笹川				○	
七北田川 (下流部)		○	○		○
七北田川 (上流部)					○
梅田川		○			
砂押川		○			

2 区別指定避難所

区別の指定避難所一覧は、次のとおりである。

なお、避難所の選定は、被害状況により変更される場合があるので、必ずしもこの表に掲載された指定避難所とは限らない。洪水浸水想定区域内で 2 階以上への避難ができない指定避難所や、土砂災害警戒区域内に施設等がある指定避難所については、大雨時には開設しないこととする。

また、地域団体が初動で開設しないという意向を有する指定避難所については、一定の条件を満たせば初動から開設しないこととする。

詳細については、仙台市地域防災計画の共通附属資料のとおり。

対象区	対象指定避難所
青葉区	旭丘小学校、荒巻小学校、五橋中学校、折立小学校、折立中学校、片平丁小学校、上杉山中学校、上杉山通小学校、川平小学校、北仙台小学校、北仙台中学校、北六番丁小学校、国見小学校、五城中学校、小松島小学校、桜丘小学校、桜丘中学校、三条中学校、仙台高等学校、第一中学校、第二中学校、台原小学校、台原中学校、立町小学校、木町通小学校、通町小学校、中山小学校、中山中学校、八

	幡小学校、東二番丁小学校、東六番丁小学校
宮城野区	岩切小学校、岩切中学校、岡田小学校、幸町小学校、幸町中学校、幸町南小学校、新田小学校、仙台工業高等学校、仙台大志高等学校、高砂市民センター、高砂小学校、高砂中学校、田子小学校、田子中学校、榴岡小学校、燕沢小学校、鶴谷小学校、鶴谷中学校、鶴谷東小学校、鶴巻小学校、東華中学校、中野栄小学校、中野中学校、西山小学校、西山中学校、原町小学校、東仙台小学校、東仙台中学校、東宮城野小学校、福室小学校、柊江小学校、宮城野小学校、宮城野中学校、岩切東コミュニティ・センター
若林区	荒井小学校、荒町小学校、沖野小学校、沖野中学校、沖野東小学校、蒲町小学校、蒲町中学校、七郷小学校、七郷中学校、遠見塚小学校、八軒中学校、古城小学校、南小泉小学校、南小泉中学校、南材木町小学校、大和小学校、連坊小路小学校、六郷小学校、六郷中学校、若林小学校
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、生出小学校赤石分校、生出中学校、大野田小学校、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、郡山小学校、郡山中学校、金剛沢小学校、四郎丸小学校、太白小学校、富沢小学校、富沢中学校、中田小学校、中田中学校、長町小学校、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、西中田小学校、八本松小学校、東四郎丸小学校、東長町小学校、人來田小学校、人來田中学校、袋原小学校、袋原中学校、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校
泉区	泉ヶ丘小学校、泉松陵小学校、市名坂小学校、桂小学校、加茂小学校、加茂中学校、北中山小学校、黒松小学校、向陽台小学校、向陽台中学校、実沢小学校、将監小学校、将監中央小学校、将監中学校、将監西小学校、将監東中学校、松陵中学校、住吉台小学校、住吉台中学校、仙台商業高等学校、高森小学校、高森中学校、高森東小学校、長命ヶ丘小学校、長命ヶ丘中学校、鶴が丘小学校、鶴が丘中学校、寺岡小学校、寺岡中学校、七北田小学校、七北田中学校、南光台小学校、南光台中学校、南光台東小学校、南光台東中学校、虹の丘小学校、根白石小学校、根白石中学校、野村小学校、福岡小学校、松森小学校、南中山小学校、南中山中学校、八乙女小学校、八乙女中学校、館小学校、館中学校

※ の指定避難所は洪水浸水想定区域内にあるため、校舎 2 階以上（東長町小学校は、水深想定が 3.0m 以上であることから 3 階以上）への避難が必要である。

第12章 情報連絡

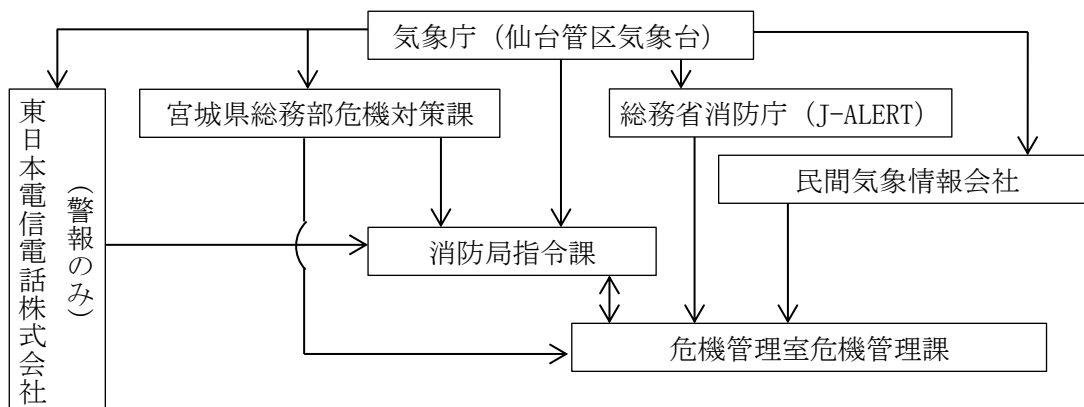
第1 使用通信施設

水害に関する情報及び水害応急措置に関する指揮命令の伝達等は、次の通信施設を有効に活用して行うものとする。

- 1 加入電話及び庁内電話
- 2 消防無線
- 3 市防災行政用無線
- 4 県防災行政用無線
- 5 Eメール
- 6 その他

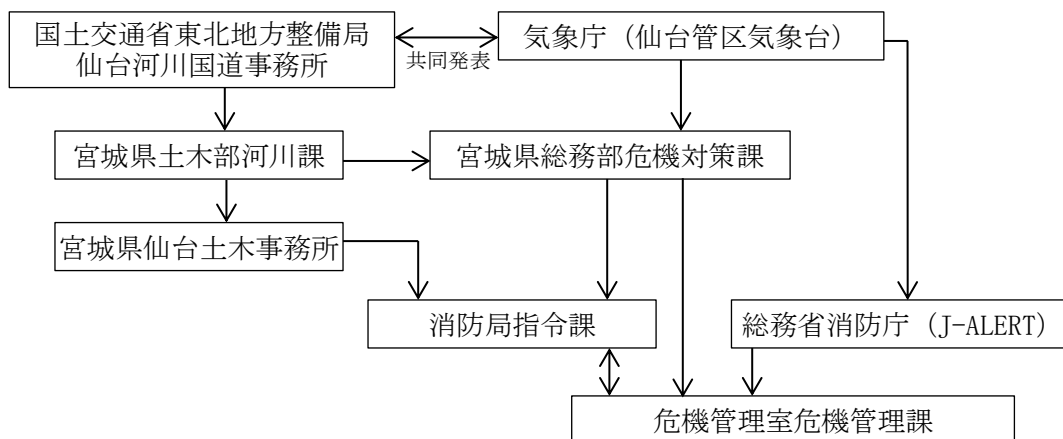
第2 通信連絡系統

- 1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



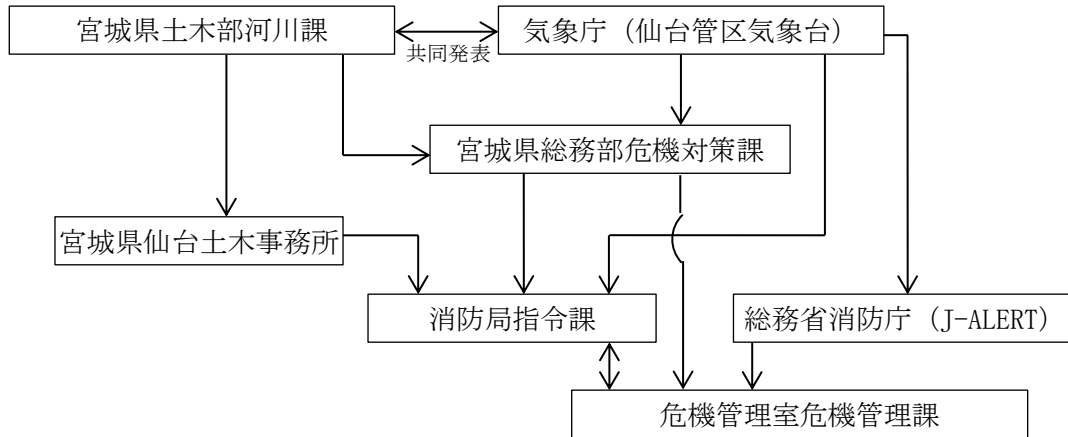
- 2 指定河川洪水予報伝達系統図

- (1) 指定河川洪水予報伝達系統図 (名取川・広瀬川)



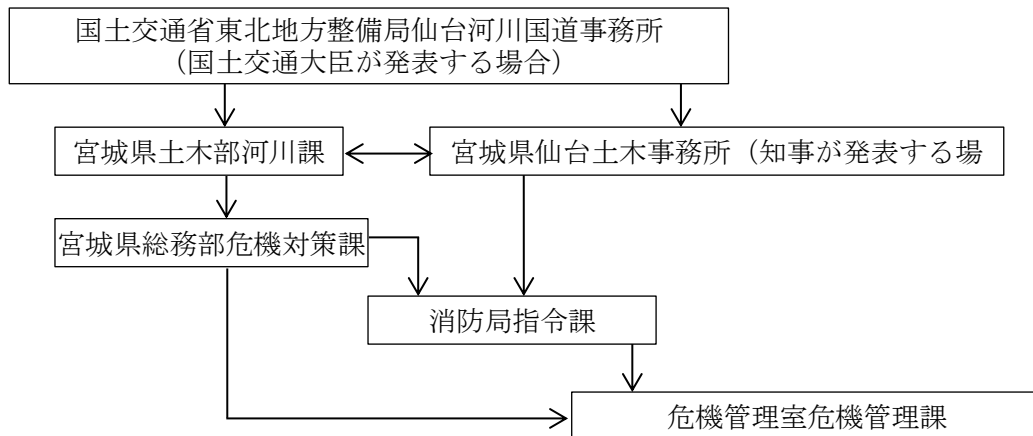
※ 附属資料 15-1 指定河川洪水予報伝達様式（東北地方整備局） 参照

(2) 指定河川洪水予報伝達系統図（七北田川）



※ 附属資料 15-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県） 参照

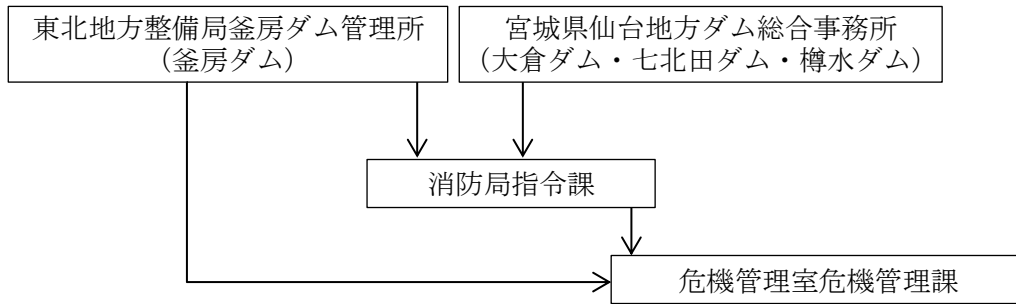
3 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報及び水防警報の伝達系統図



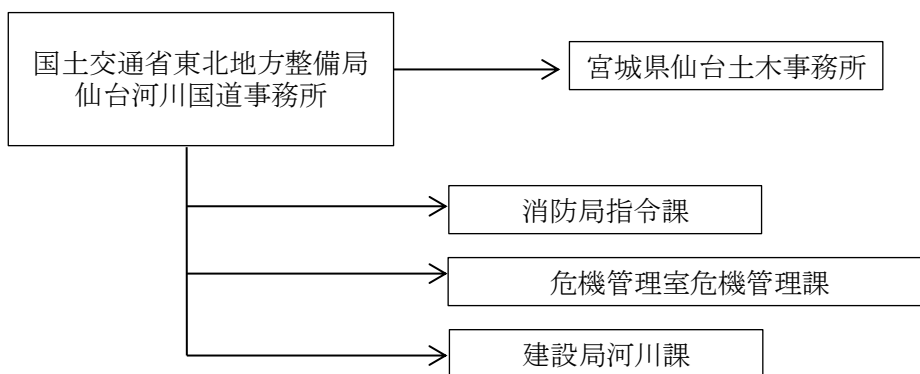
※ 附属資料 16 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県） 参照

※ 附属資料 17-1、17-2 水防警報伝達様式 参照

4 ダム放流情報の伝達系統図

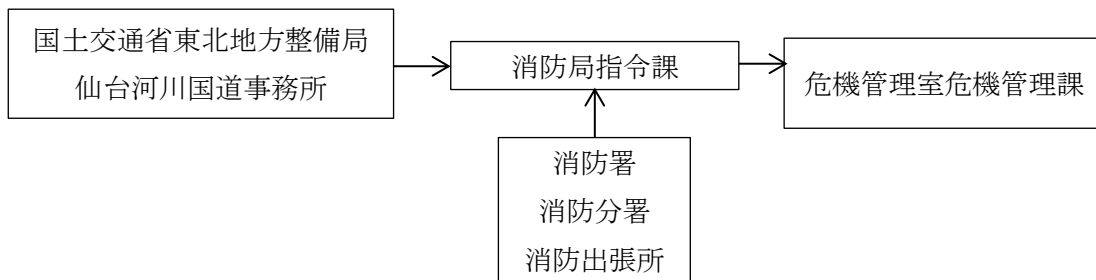


※ 附属資料 18 異常洪水時防災操作等伝達様式（釜房ダム） 参照



※ 情報伝達にあたっては、「附属資料 19 笹川樋門の開閉操作に関する情報（様式イ、様式ロ）」に定める様式を用いる。

6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図



※ 監視にあたっては、「附属資料 12 水防活動における堤防監視について」を参照して行う。

7 各種システム等情報

種類	内容
<p>仙台市防災気象情報システム (民間気象情報) [システム管理機関] ・危機管理室(危機管理課) [情報閲覧可能部署] ・仙台市庁内 LAN 端末設置各課 公所</p>	<p>○観測雨量状況図 市内 18 か所(※)の雨量観測所の 10 分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示</p> <p>○観測雨量日表(10 分) 市内 18 か所(※)の雨量観測所の 10 分雨量及び日積算雨量を表で表示</p> <p>○観測雨量日表(正時) 市内 18 か所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示</p> <p>※ 仙台市、新川、泉ヶ岳、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、太白消防署、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所、六郷分署、八木山出張所</p> <p>○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○ひまわり衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報 ○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○落雷情報</p>
<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) [システム管理機関] ・宮城県総務部危機対策課 [端末設置部署等] ・危機管理室(危機管理課) (市役所本庁舎 2 階) ・災害情報センター (青葉区役所 4 階)</p>	<p>○気象警報・注意報(現況、履歴) ○指定河川洪水予報 ○土砂災害警戒情報 ○気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照時間、風向・風速等</p> <p>○河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) ・雨量情報 県内 192 か所(うち仙台市域 23 か所)の雨量を観測</p> <p>・水位情報 県内 156 か所(うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧筑川 1 か所、筑川 1 か所)の水位を観測。</p>
<p>市町村向け「川の防災情報」 [システム管理機関] ・国土交通省水管理・国土保全局 [情報閲覧可能部署] ・危機管理室(危機管理課) ・消防局(指令課、若林消防署、太白消防署) ・建設局(総務課、下水道調整課、河川課)</p>	<p>○台風情報 ○レーダー雨量情報 ○テレメータ雨量情報 ○ダム関係情報 ○水質情報 ○海岸情報 ○警報等関連情報 ○水位情報</p>

仙台管区気象台ホームページ	○気象警報・注意報・警報級の可能性等 ○大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報 ○地震・津波・火山情報 ○天気予報 ○気象レーダー・衛星画像 ○台風情報 ○観測データ ○過去データ検索
防災情報提供システム [システム管理機関] ・気象庁 [情報閲覧可能部署] ・危機管理室（危機管理課）	○上記の内容（一部詳細表示あり） + ○流域雨量指数の予測値※ ※ 現地情報（水位やカメラ映像、水防団からの報告等）とあわせて利用

8 連絡先電話番号

(1) 水防関係機関

仙 台 管 区 気 象 台	297-8103	宮 城 県 警 察	221-7171
東 北 運 輸 局	299-8851	仙 台 中 央 警 察 署	222-7171
仙 台 河 川 国 道 事 務 所	304-1813	仙 台 南 警 察 署	246-7171
釜 房 ダ ム 管 理 所	0224-84-	仙 台 北 警 察 署	233-7171
宮 城 県 総 務 部 危 機 対 策 課	2171	仙 台 東 警 察 署	231-7171
宮 城 県 土 木 部 河 川 課	211-2375	泉 警 察 署	375-7171
宮 城 県 仙 台 土 木 事 務 所	211-3172	若 林 警 察 署	390-7171
宮 城 県 仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所	297-4111	名 取 市 役 所	384-2111
大 倉 ダ ム 管 理 事 務 所	372-2103	多 賀 城 市 役 所	368-1141
七 北 田 ダ ム 管 理 事 務 所	393-2211	東 日 本 電 信 電 話 (株) 宮 城 事 業 部	269-2248
(宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927		
樽 水 ダ ム 管 理 事 務 所	372-2927		
(宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)			

(2) 市役所

本 庁	健康福祉局総務課	214-8184	区 役 所	宮 城 野 区 役 所	291-2111
	経済局経済企画課	214-8255		高 砂 証 明 発 行 セ ン タ ー	258-1111
	都市整備局総務課	214-8286		岩 切 証 明 発 行 セ ン タ ー	255-8512
	建設局総務課	214-8366		若 林 区 役 所	282-1111
	危機管理室危機管理課	214-3049		六 郷 証 明 発 行 セ ン タ ー	289-2156
	教育局総務課	214-8856		七 郷 証 明 発 行 セ ン タ ー	288-5022
	水道局総務課	(代)249-2211		太 白 区 役 所	247-1111
	ガス局総務課	(代)256-2111		秋 保 総 合 支 所	399-2111
区 役 所	青 葉 区 役 所	225-7211	中 田 証 明 発 行 セ ン タ ー	241-1111	
	仙 台 駅 前 サ ー ビ ス セ ン タ ー	223-5265	生 出 証 明 発 行 セ ン タ ー	281-2111	
	宮 城 総 合 支 所	392-2111	泉 区 役 所	372-3111	
	吉 成 証 明 発 行 セ ン タ ー	279-1526	根 白 石 証 明 発 行 セ ン タ ー	379-2111	
			南 光 台 証 明 発 行 セ ン タ ー	252-2111	

(3) 消防機関

① 消防局署

消 防 局	234-1111	太 白 消 防 署	244-1119
青 葉 消 防 署	234-1121	長 町 出 張 所	248-9284

国見出張所	234-5241	中田出張所	241-1450
片平出張所	225-1050	八木山出張所	229-4639
小松島出張所	234-7266	秋保出張所	398-2632
荒巻出張所	278-5980	茂庭出張所	281-4789
宮城野消防署	284-9211	泉消防署	373-0119
高砂分署	258-0900	八乙女分署	776-0119
岩切出張所	255-8249	松陵出張所	372-9955
鶴谷出張所	251-1563	高森出張所	377-1252
原町出張所	256-5732	根白石出張所	376-8870
若林消防署	282-0119	宮城消防署	392-8119
六郷分署	289-4365	熊ヶ根出張所	393-2488
河原町出張所	215-0015	消防航空隊	0223-23-7850
		仙台市救急ステーション	308-5119
		仙台市中央救急出張所	295-7220

② 消防団

青葉	中央分団 片平分団 青葉分団 荒巻西分団 荒巻東分団 八幡分団 国見分団 小松島分団 宮町分団 折立分団	青葉消防団本部 (青葉消防署内) 234-1121	泉	七北田分団 市名坂分団 八乙女分団 松森分団 大沢分団 野村分団 上谷刈分団 南光台分団 朴沢分団 福岡分団 根白石分団 西田中分団 小角分団 寒沢分団	泉消防団本部 (泉消防署内) 373-0119
宮城野	原町分団 東仙台分団 宮城野分団 岩切分団 高砂分団 幸町分団	宮城野消防団本部 (宮城野消防署内) 284-9211	宮城	作並分団 上愛子分団 愛子分団 落合分団 芋沢分団 川前分団 大倉分団	宮城消防団本部 (宮城消防署内) 392-8119
若林	連坊分団 南小泉分団 南材分団 六郷分団 七郷分団	若林消防団本部 (若林消防署内) 282-0119	秋保	長袋分団 馬場分団 湯元分団 境野分団 野中分団	秋保消防団本部 (秋保出張所内) 398-2632
太白	八木山分団 長町分団 郡山分団 西多賀分団 山田分団 中田分団 東中田分団 生出分団	太白消防団本部 (太白消防署内) 244-1119			

9 消防機関等の通信系統

消防機関等の通信系統は、附属資料 7 及び附属資料 8 のとおりとする。

第3 市民に対する周知方法

避難勧告等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知する。

1 避難準備・高齢者等避難開始発令時の伝達手段

- (1) 報道機関への一斉 F A X、災害情報共有システム（Lアラート）を通じたテレビ・ラジオ等からの情報提供
- (2) 通信事業者が提供する緊急速報メールによる情報配信
- (3) 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト及び市危機管理室ツイッターを活用した情報提供
- (4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請

※ 上記を補完するため、消防活動等に支障がない限り、努めて区役所の広報車及び消防車両による関係地域への巡回広報を行う。

2 避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報発令時の伝達手段

前記(1)から(4)に加え、区役所の広報車両(及び消防車両)による関係地域への巡回広報

3 避難勧告等解除時の伝達手段

避難勧告等を解除した場合には、上記 1. 及び 2. を準用し伝達を行う。また、避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報を解除したときは、直ちにその旨を公示する。

4 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等への洪水予報等の情報伝達

- (1) 洪水予報等の伝達対象である要配慮者利用施設等（水防法第 15 条第 1 項第 4 号に規定する施設）は、「仙台市地域防災計画」及び「仙台市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例（平成 25 年仙台市条例第 47 号）」において定める、洪水浸水想定区域内に所在する次の施設である。

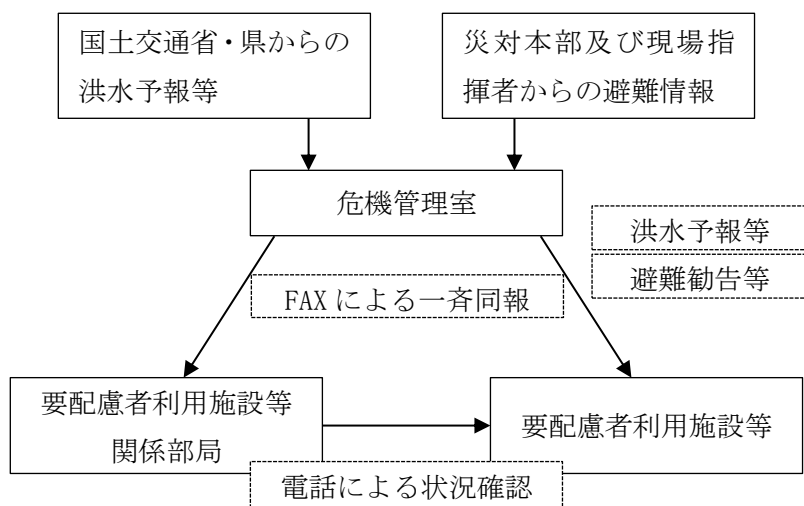
対象区分	定義
地下街等	建築物の地階部分の用途が、次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 地下街 ロ 地下施設（消防法第 8 条第 1 項に基づく防火対象物） 主な用途としては、 劇場・映画館等、遊技場等、飲食店等、百貨店等、旅館・ホテル等、病院・診療所等、蒸気浴場等の不特定多数の者が利用する施設（複合用途を含む。） ハ 地下駅舎 （仙台市地域防災計画 風水害等災害対策編 第 1 部 第 2 章 第 7 節 8. (1)ア地下街等）
要配慮者利用施設	次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等 ハ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校

	(仙台市地域防災計画 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第7節 8.(1)ア要配慮者利用施設)
大規模な工場 その他の施設	工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が1万㎡以上のもの。 (仙台市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例(平成25年条例第47号))

(2) 伝達する情報と伝達の範囲は、次のとおりとする。

情報区分	伝達範囲	伝達内容
洪水予報等	洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内にある対象施設に伝達	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報(洪水予報河川) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(水位周知河川)
避難勧告等		避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報

(3) 情報伝達系統は、次のとおりとする。



第13章 出動及び水防活動

第1 消防機関の出動及び水防活動

消防機関は、仙台市域において、気象状況その他により水災の発生が予想される場合又は水災が発生した場合に、これを警戒し、防御し又は水災による被害を軽減するために、「非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領」（平成19年3月30日消防局長決裁）及び「消防団の消防活動に関する要綱」（平成13年9月25日消防局長決裁）（附属資料10、11）等の規定により出動し、自身の安全及び避難を優先して水防活動を行う。

第2 堤防異常報告、水防開始報告

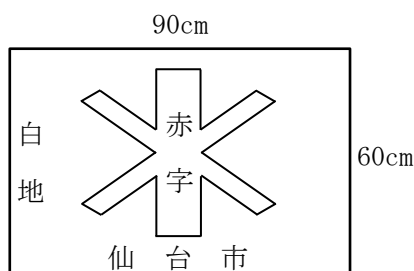
次の場合は直ちに、仙台土木事務所に報告するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき
- 2 氾濫注意水位に達し、又はそれ以外に消防機関が出動したとき
- 3 水防作業を開始したとき

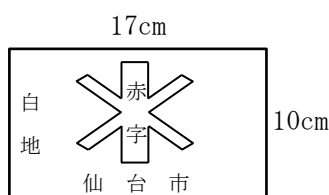
第3 水防優先通行標識

水防優先通行車両標識等は、次のとおりである。

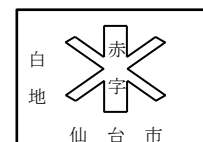
1 車両標識



2 腕章



3 標灯



備考 夜間における標灯の灯識は、赤色で「水」の文字を表示したもので、形状は適宜なものを用いてよい。

第4 決壊、漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき又は浸透・侵食による漏水等、堤防に異常が発生したときは、法第25条により仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、又は氾濫する方向の関係隣接水防管理団体、地方出張所、警察署等に電話その他の方法にて連絡するものとする。

通 報 先	電話番号	通 報 先	電話番号
仙台河川国道事務所	304-1813	仙 台 中 央 警 察 署	222-7171
仙 台 土 木 事 務 所	297-4111	仙 台 南 警 察 署	246-7171
通 報 先	電話番号	通 報 先	電話番号

仙台地方県事務所	275-9111	仙 台 北 警 察 署	233-7171
名 取 市 役 所	384-2111	仙 台 東 警 察 署	231-7171
多 賀 城 市 役 所	368-1141	泉 警 察 署	375-7171
		若 林 警 察 署	390-7171

第5 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ水防警戒の必要がないと水防管理者が認め、水防解除を命じたときは、区役所・消防署・警察署の広報車両により関係地区の巡回広報による伝達、ラジオ・テレビ等により市民に周知するとともに、宮城県知事(仙台土木事務所経由)に報告するものとする。

【参考】 水防信号

水防信号(昭和24年宮城県規則第64号)は次のとおりである。

- 1 第1信号 警戒水位に達したことを知らせる
- 2 第2信号 水防団員および消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせる
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる

水防信号は、次表に定める区分及び方法に従って発する。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○——
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○——
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○——
第4信号	乱 打	約60秒 約5秒 約60秒 ○————— 休 止 ○—————

- 注意
- 1 信号は、適切な時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知するものとする。

第14章 関係機関との協力及び応援

第1 隣接市町との応援協定

名取川及び七北田川の防御に他市町から応援を受ける事態を考慮し、名取市及び多賀城市との応援出動について、「(仙台市隣接市町) 消防相互応援協定(昭和48年)」を締結している。

第2 下流市への通報事項

下流市である名取市、多賀城市で重要であると認められる事項については、特に通報事項として便宜を与えるものとする。

第3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水、高潮等による著しく激甚な災害が発生した場合において、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

第4 河川管理者による水防のための活動への協力

- 1 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長は、可能な範囲で仙台市の水防活動に次の協力を行う。
 - (1) 河川に関する情報(名取川・広瀬川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供
 - (2) 笹川樋門の開閉操作状況に関する情報の提供
 - (3) 旧笹川内水対策における排水ポンプ車出動要請への対応
 - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (5) 水防訓練等への参加
 - (6) 備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
 - (7) 人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
 - (8) 水防活動の記録(大臣管理区間における河川巡視等による状況記録)及び広報
- 2 宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、仙台市の水防活動に次の協力を行う(河川法第22条の2)。
 - (1) 河川に関する情報(増田川、広瀬川・旧笹川・七北田川・梅田川・砂押川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供
 - (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (3) 水防訓練等への参加
 - (4) 備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、宮城県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与

- 3 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長及び宮城県知事から、仙台市への河川に関する情報の伝達方法は以下のとおりとする。

情報の種類	情報提供の時期	伝達方法
水位	非常時（出水時）	電話、FAX、電子メール、※ ホットライン、※リエゾン （派遣時）※は国のみ
河川管理施設の操作状況 に関する情報	仙台市から問い合わせが あった場合	電話、FAX、電子メール
笹川樋門の開閉操作状況 に関する情報	笹川樋門の開閉操作開始 時等	電話、FAX
水防活動の記録	仙台市から問い合わせが あった場合	電話、FAX、電子メール

第15章 費用負担及び公用負担

第1 費用負担

- 1 本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。ただし、次に掲げる場合は、水防管理者相互において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。
 - (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
 - (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担
- 2 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、法第 43 条の 2 により国の負担とする。

第2 人的公用負担

水防管理者又は消防局長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、法第 24 条に基づき、居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第3 物的公用負担

- 1 水防管理者又は消防局長は、水防のため緊急の必要があるときは、法第 28 条の規定に基づき、水防の現場において次に掲げる権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石・竹木その他の資材の使用及び収用
 - (3) 車両その他の運搬用機器の使用
 - (4) 工作物その他の障害物の処分
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防局長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示するものとする。

公用負担命令権限証	
(職氏名)	
上の者に を委任したことを証明する。	の区域における水防法第 28 条第 1 項の規定の権限行使
令和 年 月 日	
仙台市長	印

- 3 公用負担の権限を行使するときは、次の公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付してから、これをなすものとする。

ただし、災害の状況から公用負担命令書を交付するいとまがないときは、命令書を交付することなくこれをなすことができる。

公用負担命令書				
第 号	目的物 負担内容	種類 使用	収用	数量 処分
令和 年 月 日				
			仙台市長 事務取扱者（職氏名）	印 印
		様		
----- 切り取り線 -----				
受 領 書				
第 号 公用負担命令書				
上記受領しました。				
令和 年 月 日			(職氏名)	印
		様		

第16章 公務災害補償等

非常勤消防団員又は法第24条による水防従事者が、水防作業に従事したことにより災害を被ったときは、仙台市消防団員等公務災害補償条例等で定めるところにより、損害を補償しなければならない（消防組織法第24条、第45条）。

第17章 水防活動実施状況報告

水防が終結したときは、消防署長は管内の状況を取りまとめ、附属資料 9 の様式により、3 日以内に水防管理者（危機管理室危機管理課）に報告するものとする。水防管理者は、これを取りまとめ仙台土木事務所を経由して 10 日以内に知事に報告するものとする。

第18章 水防訓練

法第 32 条の 2 第 1 項の規定により出水期前に消防職員及び消防団員の技術向上と、住民の水防に関する意識を普及かん養するため消防署並びに消防団は、各機関と協力、連携して※実践的工法訓練又は図上訓練計画を樹立し、水防訓練を行うものとする。

（※第 14 章第 4 の 1 項(5)及び 2 項(3)に基づく）

附 属 資 料

仙台市水防協議会条例

昭和25年7月1日

仙台市条例第30号

(設置等)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、本市に仙台市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 協議会に関しては、水防法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第3条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 委員 若干人

第4条 会長は、水防管理者をもって充てる。

2 副会長及び委員(第6条及び第8条において「委員等」という。)は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。

(会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 関係行政機関の職員たる委員等の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員等の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第8条 会議は、委員等の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第9条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長がこれを命じ、若しくは委嘱し、又は免じ、若しくは解嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(費用弁償)

第10条 会長、副会長、委員、幹事又は書記に対しては、費用を弁償することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和25年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月7日改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日改正)

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市水防協議会委員等名簿

役職	職名等	氏名
会長	仙台市長	郡 和子
副会長	仙台市副市長	高橋 新悦
副会長	〃 危機管理監	木村 洋二
委員	仙台市議会議員	菊地 崇良
委員	〃	斎藤 範夫
委員	仙台管区气象台気象防災部長	鎌田 浩嗣
委員	東北運輸局総務部長	遠嶋 孝則
委員	東日本電信電話株式会社宮城事業部設備部長	氏家 匠七
委員	東北地方整備局仙台河川国道事務所長	中尾 吉宏
委員	〃 釜房ダム管理所長	狩野 武志
委員	宮城県仙台土木事務所長	後藤 寿信
委員	〃 仙台地方ダム総合事務所長	浅田 信彦
委員	宮城県警察仙台市警察部長	内海 裕之
委員	宮城県消防協会仙台地区支部長	玉川 金嘉
委員	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会会長	山田はるみ
委員	仙台市消防局長	小野 司

役職	職名等	氏名
幹事	仙台管区気象台気象防災部予報課長	永山 隆治
幹事	東北地方整備局仙台河川国道事務所河川管理課長	関 浩明
幹事	宮城県仙台土木事務所技術次長（河川砂防第一班長）	佐々木 敦
幹事	〃 仙台土木事務所技術次長（河川砂防第二班長）	阿部 紀
幹事	〃 警察本部警備部警備課災害対策室長	北浦 智之
幹事	仙台市青葉消防団長	齋藤 弘
幹事	〃 宮城野消防団長	川嶋 松治
幹事	〃 若林消防団長	萱場 哲朗
幹事	〃 泉消防団長	赤間 信一
幹事	〃 宮城消防団長	澤口 政志
幹事	〃 秋保消防団長	太田 敏見
幹事	仙台市経済局農林部農林土木課長	鈴木 陽
幹事	〃 都市整備局建築宅地部開発調整課長	小野寺寿治
幹事	〃 建設局百年の杜推進部河川課長	吉田 与一
幹事	〃 〃 下水道事業部下水道調整課長	加藤 公優
幹事	〃 〃 〃 下水道北管理センター所長	菅澤 利彦
幹事	〃 〃 〃 下水道南管理センター所長	狩野 浩久
幹事	〃 青葉区まちづくり推進部区民生活課長	桂嶋 豊彦
幹事	〃 宮城野区まちづくり推進部区民生活課長	高橋 哲也
幹事	〃 若林区まちづくり推進部区民生活課長	遊佐 秀也
幹事	〃 太白区まちづくり推進部区民生活課長	本田 秀昭
幹事	〃 泉区まちづくり推進部区民生活課長	安斎 栄
幹事	〃 消防局青葉消防署長	山口 儀浩
幹事	〃 〃 宮城野消防署長	吉川 清志
幹事	〃 〃 若林消防署長	早坂 和浩
幹事	〃 〃 太白消防署長	渡邊 智浩
幹事	〃 〃 泉消防署長	及川 幸則
幹事	〃 〃 宮城消防署長	阿部 和彦
幹事	〃 〃 総務部総務課長	武藤 浩二
幹事	〃 〃 警防部警防課長	渡邊 薫
幹事	〃 〃 警防部指令課長	鈴木 一之
幹事	〃 危機管理室長	榊川 佳孝
幹事	〃 危機管理室参事	福来 勝
幹事	〃 〃 危機管理課長	原 孝行
幹事	〃 〃 防災計画課長	田脇 正一
幹事	〃 〃 減災推進課長	高橋 宗弘

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和2年度評定				対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	担当 分団	指導官所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
名 取 川	1.6 2.4 + 140	藤塚・日辺 左岸	漏水 S1		940 0			釜段工 月の輪工	関上第二 名取橋	六郷	東 北 地 方 整 備 局 仙 台 河 川 国 道 事 務 所
	1.6 5.0	藤塚・日辺 左岸	堤防高 2		3,400 3,400			積土のう工	関上第二 名取橋		
	1.6 + 0 2.2 + 100	日辺 左岸	堤防断面 3		567 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	2.4 + 140 3.3 + 40	日辺 左岸	漏水 S4		800 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	2.6 + 270 2.8 + 230	日辺 左岸	堤防断面 5		280 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	3.2 + 200 3.4 + 75	日辺 左岸	堤防断面 6		142 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	3.3 + 40 4.3 + 20	日辺 左岸	漏水 S7		780 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	3.8 + 95 4.4 + 55	日辺 左岸	堤防断面 8		368 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	4.3 + 20 5.4 + 140	日辺 左岸	漏水 S9		1,220 140			釜段工 月の輪工	名取橋		
	5.0 5.4	日辺 左岸	堤防高 10		744 744			積土のう工	名取橋		
	5.6 6.8	郡山 左岸	堤防高 11		1,240 1,240			積土のう工	名取橋		
	6.8	郡山 左岸	工作物 12			1		釜段工 月の輪工	名取橋		
	7.0 7.4	郡山 左岸	堤防高 13		419 419			積土のう工	名取橋		
	7.6 7.8	郡山 左岸	堤防高 14		245 245			積土のう工	名取橋		
	7.8 + 50 8.0	郡山 左岸	漏水 15		90 90			釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.0 8.2	郡山 左岸	堤防高 16		180 180			積土のう工	名取橋		
	8.6 + 50 8.8	富田 左岸	漏水 17		135 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.6 + 50 9.0 + 60	富田 左岸	漏水 S18		340 340			釜段工 月の輪工	名取橋		
	9.0 9.0 + 130	富田 左岸	漏水 19		130 70			釜段工 月の輪工	名取橋		
	10.2 + 90 10.4 + 70	富田 左岸	漏水 20		170 170			釜段工 月の輪工	名取橋		
	11.1 11.4	富田 左岸	漏水 S21		300 300			釜段工 月の輪工	名取橋		

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和2年度評定				対策水防工法名	水防警報対象観測所	担当分団	指導官所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
名取川	2.4	閑上(上)右岸	漏水 S24		600			釜段工 月の輪工	名取橋	東中田 中田	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
	3.0				0						
	2.8 + 40	閑上(上)右岸	漏水 25		160			釜段工 月の輪工	名取橋		
	3.0				0						
	4.8	中田右岸	堤防高 26		1,647			積土のう工	名取橋		
	6.6				1,647						
	6.0 + 80	上河原・中田 右岸	漏水 S27		1,110			釜段工 月の輪工	名取橋		
	7.0 + 180				580						
	7.0 + 180	上河原・中田 右岸	漏水 S28		820			釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.0				420						
	7.2	中田右岸	堤防高 29		400			積土のう工	名取橋		
	7.4				400						
	7.8 + 130	中田・上河原右岸	漏水 30		220			釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.0 + 140				0						
8.0	上河原右岸	法崩れすべり J31	300				シート張工 木流し工	名取橋			
8.3			300								
8.0	上河原右岸	漏水 S32		780			釜段工 月の輪工	名取橋			
8.6 + 180				780							
10.2 + 110	熊野堂右岸	漏水 33		280			釜段工 月の輪工	名取橋			
10.6				0							
10.2 + 110	熊野堂右岸	漏水 S34		1,230			釜段工 月の輪工	名取橋			
11.4 + 180				1,230							

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和2年度評定				対策水防工法名	水防警報対象観測所	担当分団	指導官所	
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
広瀬川	0.0		若林	堤防高		1,396			積土のう工	広瀬橋	六郷	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
	1.4		左岸	35		1,396						
	1.6 +	100	若林	漏水		280			釜段工	広瀬橋		
	1.9 +	80	左岸	S36		280			月の輪工			
	1.8 +	90	若林	漏水		90			釜段工	広瀬橋		
	2.0 +	40	左岸	37		0			月の輪工			
	1.9 +	80	若林	漏水		1,370			釜段工	広瀬橋		
	3.2 +	150	左岸	S38		1,200			月の輪工			
	2.0 +	70	若林	堤防高		170			積土のう工	広瀬橋		
	2.2		左岸	39		170						
	2.2 +	9	若林	工作物			1		釜段工	広瀬橋		
			左岸	40					月の輪工			
	2.4 +	140	若林	漏水		120			釜段工	広瀬橋		
	2.6 +	70	左岸	41		120			月の輪工			
	2.6 +	61	若林	工作物			1		釜段工	広瀬橋		
			左岸	42					月の輪工			
3.4		若林	堤防高		296			積土のう工	広瀬橋	長町南材		
3.6		左岸	43		296							
0.0 +	70	長町	堤防高		863			積土のう工	広瀬橋			
1.0		右岸	44		863			堰板工				
2.0		長町	堤防高		200			積土のう工	広瀬橋			
2.2		右岸	45		200							
3.0		長町	堤防高		671			積土のう工	広瀬橋			
3.6		右岸	46		671							

重要水防要注意区間調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和2年度評定			対策水防工法名	水防警報対象観測所	担当分団	指導官所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)				
名取川	1.2 + 30	日辺左岸	破堤箇所要1		—		シート張工 木流し工	名取橋	六郷	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
	1.4 + 10	日辺左岸	破堤箇所要2		—		シート張工 木流し工	名取橋		
	3.0 + 60	〃	破堤箇所要3		—		シート張工 木流し工	名取橋		
	5.6 + 75 5.8	郡山左岸	旧川跡要4		260 260		釜段工 月の輪工	名取橋	郡山	
	5.8 + 120	〃	旧川跡要5		150		釜段工 月の輪工	名取橋		
	6.0 + 60	〃	旧川跡要6		110		釜段工 月の輪工	名取橋		
	6.2 + 30 6.2 + 140	〃	旧川跡要7		110 110		釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.0 + 10	〃	旧川跡要8		10 10		釜段工 月の輪工	名取橋	長町	
	8.2 + 100 8.6 + 50	郡山・富田左岸	旧川跡要9		305 305		釜段工 月の輪工	名取橋	西多賀	
	3.0 + 90	関上(上)・中田 右岸	旧川跡要10		90 90		釜段工 月の輪工	名取橋	東中田	
	9.4 + 160	関上(上)・中田 右岸	旧川跡要11		160 160		釜段工 月の輪工	名取橋	中田	
	1.0 + 180	若林左岸	旧川跡要12		150		釜段工 月の輪工	広瀬橋	六郷	
	1.2 + 70	若林左岸	旧川跡要13		150		釜段工 月の輪工	広瀬橋		
	1.4 + 110	若林左岸	旧川跡要14		80		釜段工 月の輪工	広瀬橋		
	1.4 + 190	若林左岸	陸開要15		80		積土のう工 堰板工	広瀬橋		
3.5 + 70	若林左岸	陸開要16			1	積土のう工 堰板工	広瀬橋			
3.5 + 100	長町右岸	陸開要17				積土のう工 堰板工	広瀬橋	郡山		

《参考:特定の区間》

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象	担当分団	指導官所
					観測所		
名取川	0.0k 12.5k	名取市関上右岸 名取市熊堂右岸	11.60km	特1	名取橋 ・広瀬橋	中田・東中田	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
広瀬川	0.0k 3.9k	仙台市日辺左岸 仙台市若林左岸	3.30km	特2	広瀬橋	六郷・南材	

重要水防箇所評定基準

(東北地方整備局)

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。
特定区間			風水害発生時における内閣としての初動措置始動の基準となっている「破堤により甚大な被害が予想される河川」で内閣危機管理監が定めた区間。

重 要 水 防 箇 所

(宮 城 県)

番号	河川名	右岸 左岸別	指定地名	延 長 (メートル) 又は 箇所数	種 別	区分	対象水防工法	担 当 分 団	指導 官署
6	広瀬川	左岸	土 樋	300	洗 掘	B	捨て石工	片 平	宮 城 県 仙 台 土 木 事 務 所
7	〃	〃	米ヶ袋	450	堤防高	B	積土のう工		
8	〃	〃	花 壇	300	堤防高	B	積土のう工		
9	〃	右岸	追 廻	600	堤防高	B	積土のう工		
10	〃	左岸	大 堀	600	堤防高	B	積土のう工	川 前	
11	〃	左岸	宮 沢	10	堤防高	B	積土のう工	南 材	
12	〃	右岸	越 路	10	堤防高	B	積土のう工	八木山	
19	七北田川	左岸	市名坂	140	堤防高	B	積土のう工	市名坂	
20	梅田川	左岸 右岸	苦 竹	200	堤防高	B	積土のう工	刺山台	
21	〃	左岸	原町五丁目	50	洗 掘	B	捨て石工	原 町	
22	〃	〃	〃	170	堤防高	B	積土のう工		
23	〃	〃	原町四丁目	90	堤防高	B	積土のう工		
24	〃	右岸	梅田町	150	堤防高	B	積土のう工	宮 町	
25	〃	〃	台原一丁目	90	堤防高	B	積土のう工	小松島	
26	七北田川	左岸	蒲生荒田	800	堤防高	B	積土のう工	港	
27	〃	〃	中野西原	1箇所	工 作 物	B	積土のう工		
28	〃	〃	白 鳥	200	洗 掘	B	捨て石工		
29	〃	〃	高砂二丁目	200	洗 掘	B	捨て石工	高 砂	
30	〃	〃	福室二丁目	200	水 衝	B	木流し工		
31	〃	右岸	岩切畑中	880	水 衝	B	木流し工	岩 切	
32	〃	左岸	岩切西河原	100	水 衝	B	木流し工		
33	北貞山運河	右岸	種次藤塚	4,500	堤防高	B	積土のう工	六 郷	
4	名取川	左岸	茂庭字人來田	800	堤防高	B	積土のう工	生 出	
13	北貞山運河	右岸	井 土	40	新堤防	要注意	シート張	六 郷	

※番号は、附属資料4-3 (1/2~2/2) の重要水防区域図にある河川名の番号に合わせている。

重要水防箇所評定基準〔河川〕

(宮 城 県)

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。一連の堤防のうち、堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。一連の堤防のうち堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。	
法崩れ ・すべり ・沈下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河底が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

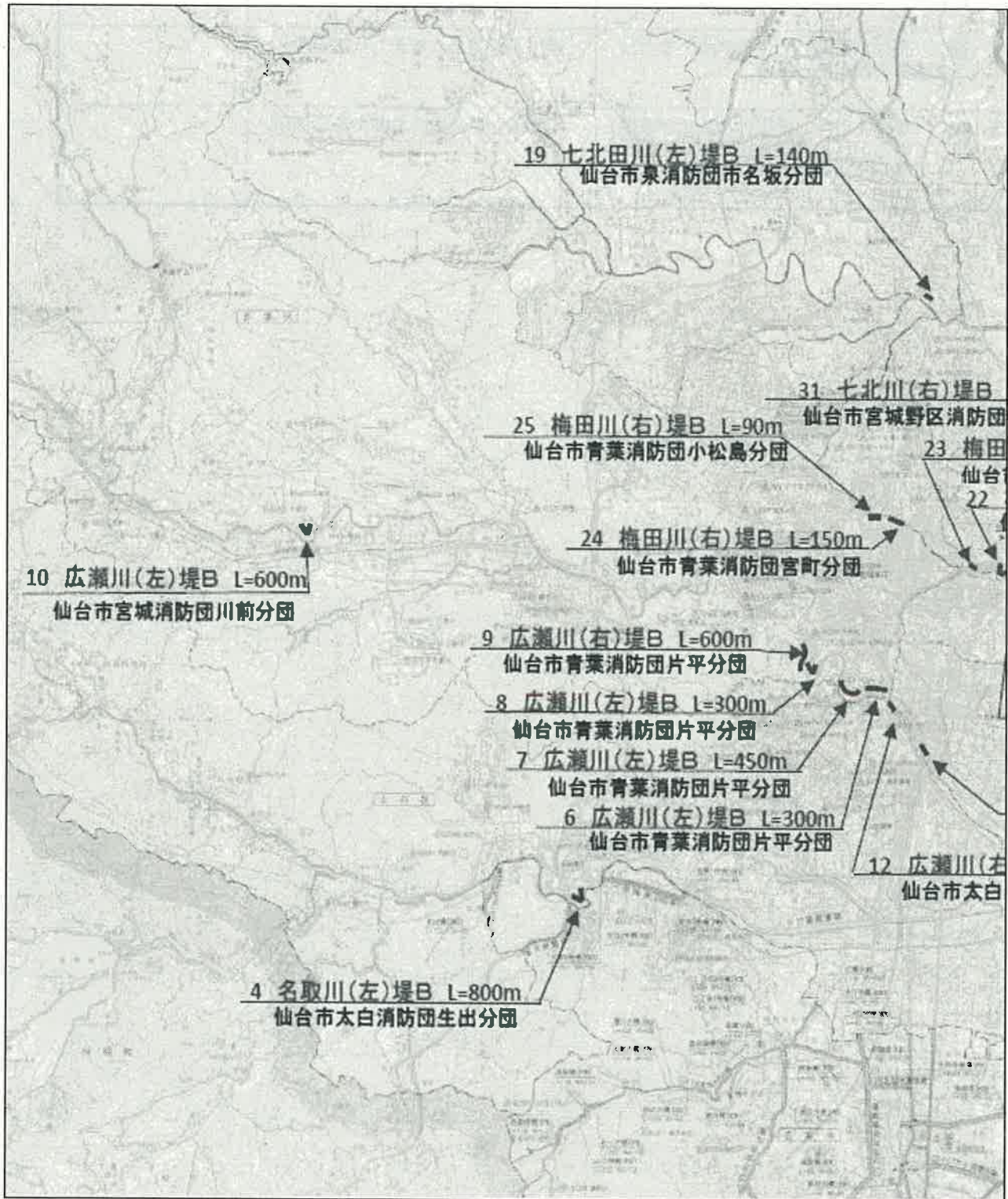
重要水防箇所評定基準〔海岸〕

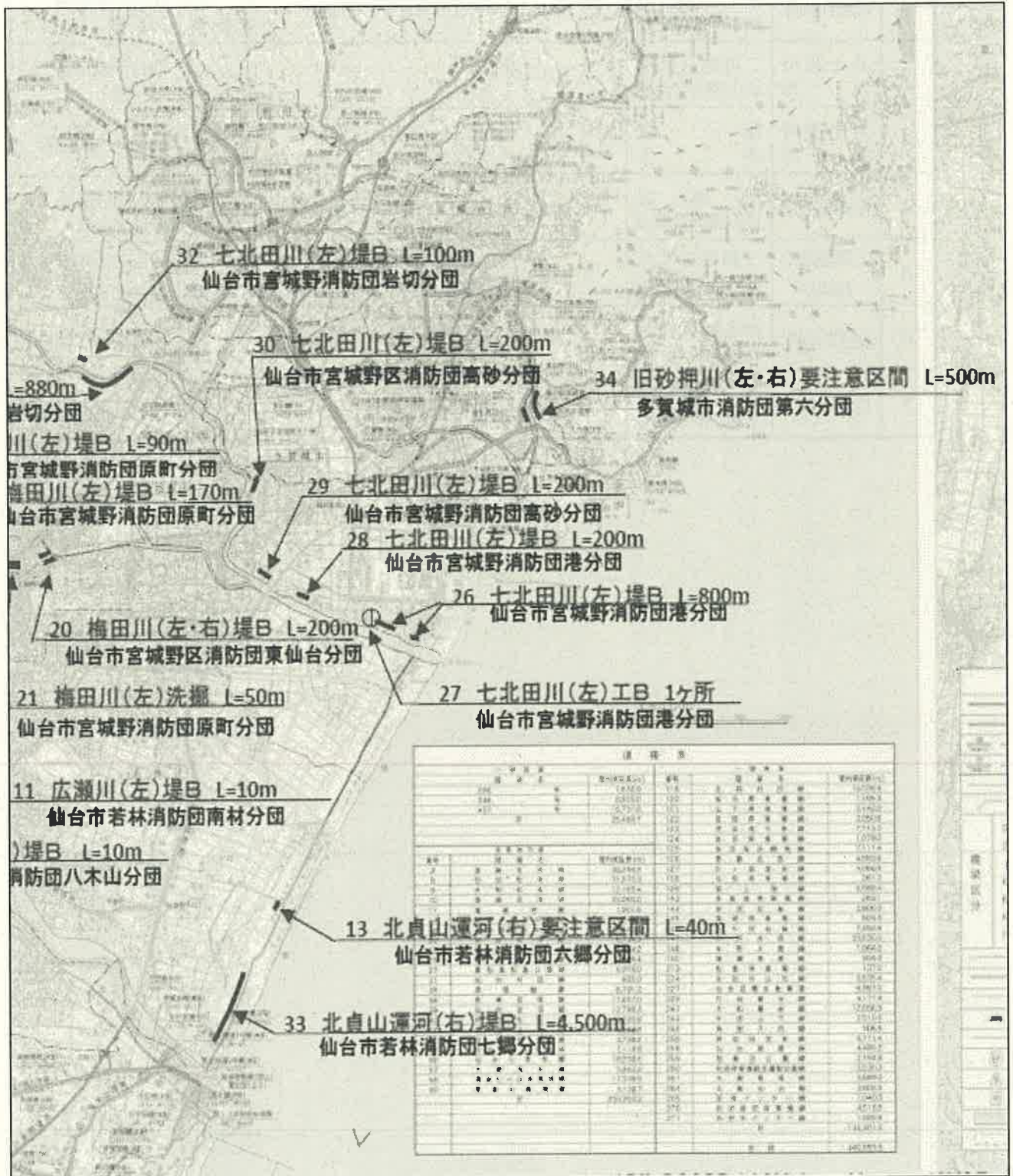
(宮城県)

種別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している箇所。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く特に注意を要する箇所	
水衝	護岸が破損している箇所、または、破損実績がある箇所。	護岸が不完全と考えられる箇所。	
洗掘	堤脚または、護岸の根固めが洗掘している箇所。消波等が破損して危険が予想される箇所。	堤脚前面が洗掘の危険がある箇所。	

重要水防区域図

(宮城県所管)





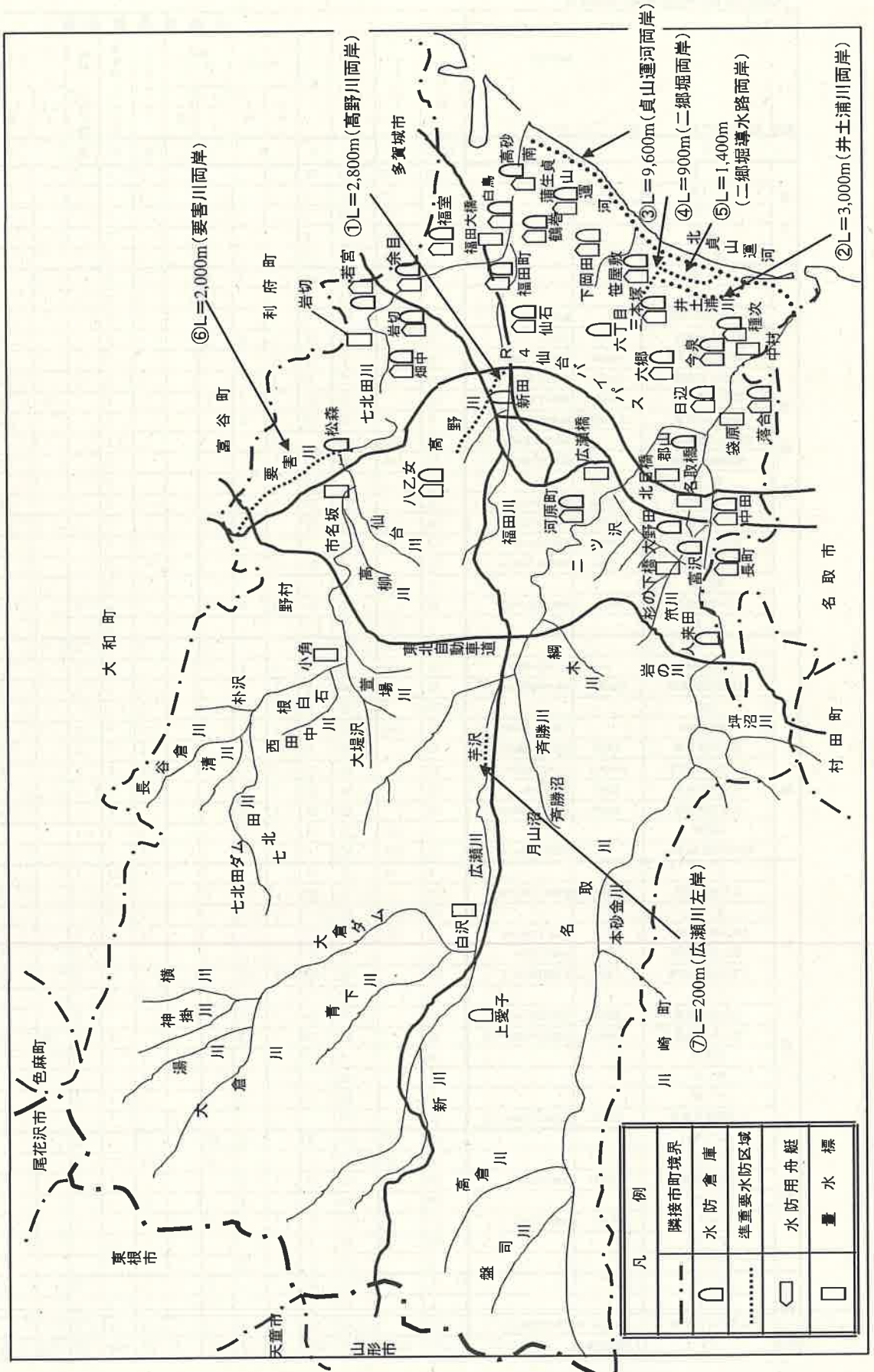
準 重 要 水 防 区 域

(仙 台 市)

番号	河川名	区 域 から～まで	延 長 (メートル)	重 要 地 点	担当分団	連 絡 先
1	高野川両岸	燕 沢 住 宅 梅田川合流点	2,800	燕沢住宅付近 1,500m	岩 切 東 仙 台	仙台市建設局 河川課
2	井土浦川 両 岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点	3,000		六 郷	仙台市建設局 河川課
3	貞山運河 両 岸	藤 塚 蒲 生	9,600	南丁 1～25 200m 南丁 147～75 100m	六郷・ 七郷・港	仙台土木事務所
4	二郷堀両岸	二 郷 堀 貞山運河合流点	900	二郷堀 100m下流樋門	六 郷 七 郷	仙台市経済局 農林土木課
5	二郷堀導水 路両岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点	1,400	二郷堀導水路100m 下流排水機場	六 郷 七 郷	仙台市経済局 農林土木課
6	要害川両岸	市名坂天神沢 市名坂野蔵	2,000	市名坂字小柳 高玉町	市 名 坂 七 北 田	仙台土木事務所
7	広瀬川左岸	芋 沢 字 新 田 芋 沢 字 大 堀	200	西仙台病院東側	川 前	仙台土木事務所

準重要水防区域図 (水防倉庫等配置図)

(仙台市)



凡 例	
---	隣接市町境界
□	水防倉庫
.....	準重要水防区域
◁	水防用舟艇
□	量水標

水防資器材及び水防工具類の配置状況

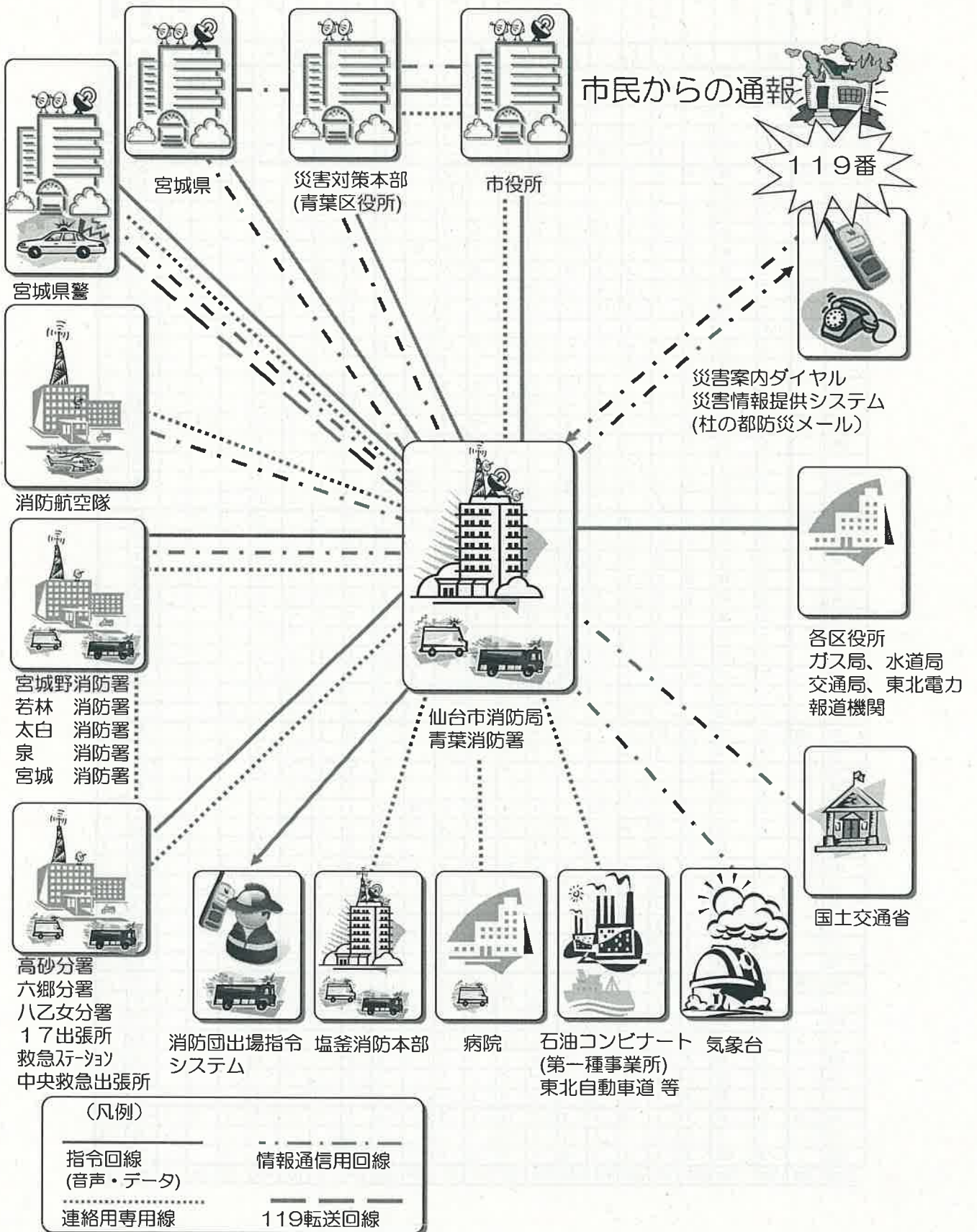
			水防備蓄資器材															
			土のう袋	ゲル土のう	防水シート	縄	荷ロープ		救助ロープ		トラロープ	焼番線 10kg/巻	鉄線 10kg/巻	木くい			鉄パイプ	
							12mm	6mm	フロート	一般				2.7m	1.8m	0.9m		
署内	署所及び水防倉庫	河川	所在地	(単位)	100枚	枚	枚	玉	巻	本	巻	巻	巻	本	本			
青葉	本署			5	460	8	16				2	4	3			63		
	国見			14	39	10	7				3	1		4		29		
	片平			3	120	10	2				1	3						
	小松島			8	25	7	6				1	4				20		
	荒巻			4	110	18	2				2	3						
宮城	本署			17	360	101	24		2	1		2	9			99		
	高砂					40	4				1	6						
	高砂水防倉庫(都市)	—	高砂1丁目30-15	40	200	60	4				1	3				50		
	仙石水防倉庫	梅田川	仙石5-1	30		60	26	1	2			3		80		100		
	福田町水防倉庫	七北田川	福田町2丁目5-16	30		50	19	9	3			7		40		100		
	白鳥水防倉庫	七北田川	白鳥1丁目31-8	30		25	5	1			1	5	1	50		50		
	福室水防倉庫	七北田川	福室3丁目34	30		40	29	1	2	1		3		30	90	50		
	鶴巻水防倉庫	七北田川	鶴巻1丁目5-1	9		50	30	1	2			2		100		100		
	下岡田水防倉庫(都市)	—	岡田字在家65-21	15	200	60		1				3					50	
	南西彌生水防倉庫		彌生字前通12-1	15	184	100		1				3		90		50		
	岩切			30			1					3						
	岩切水防倉庫	七北田川	岩切字三所南88-5	30		50	10	1	6			4		5		34		
	若宮水防倉庫	七北田川	岩切字若宮38-2	20		60	43		6			7				50		
	畑中水防倉庫	七北田川	岩切字水分64-37	27		50			1			4		50	10	57		
	余目水防倉庫	七北田川	岩切字瑞ノ奥164-2	15		50	20	1	2	1		3				100		
鶴谷			9		50						3							
新田水防倉庫	梅田川	新田2丁目11-30	30		50	30	3	8			4	2	40		50			
原町			6	200	20	3					3							
若林	本署			20	230	40	15			2		5	6	7		64		
	六丁の目水防倉庫(都市)	—	六丁の目中町14-2	30	200	80		0	2	1		3	2			100		
	笹屋敷水防倉庫	真山運河	眞井字笹屋敷157-6	30		50	5	1			1	5	2	90		50		
	六郷			24		50	4	1			3	3				19		
	六郷水防倉庫	—	今泉字久保田東32-65	30	200	50	5	1			1	5	2	90		50		
	種次水防倉庫	名取川	種次字中屋敷52	30		50	5	1			1	5	2	90		50		
	三本塚水防倉庫	真山運河	三本塚字権太48-2	30		50	5	1			1	5	2	90		50		
	日辺水防倉庫	名取川	日辺字田中1	50		65	30	3	15		1	4	1			60		
	今泉水防倉庫	名取川	今泉字上新田103	28		53	28	1	19			3	1	106		50		
	河原町			5	200	20	9					1	2	1				
河原町水防倉庫(都市)	—	河原町1丁目2-1	15	200	30						1	3	1		50			
太白	本署			5	47	45	22				5	10	1			50		
	富沢水防倉庫	本郷区・沢川	西多賀2丁目5-29	40		65	20		9	1		2		29		50		
	長町			15	200	15					1	3				50		
	長町水防倉庫(都市)	—	大野田字堤前14-1	30	200	70	4		1		1	3	1			25		
	郡山水防倉庫	広瀬川	郡山5丁目7-1	20		60	26	1	2			2	3	29		50		
	大野田水防倉庫	名取川	東大野田4-23	36		50	19	1	10			3	1	35		50		
	中田			6		10	1					1	2			40		
	中田水防倉庫	名取川	中田4丁目14-5	30		70	58	1	20			7	8			140		
	落合水防倉庫	名取川	四船丸字大宮26-10	30		60	33	1	2			5	2	32	79	45		
	八木山			6		2	3					1	2			52		
	秋保			7		15	1					1	1			28		
	茂庭			7		20	3					1	6	2		26		
人來田水防倉庫	名取川	荻原字人來田中15-3	17		20				2		1							
泉	本署			17	160	67	9		2	26		2	2	2	100	71		
	八乙女			12	60	50	2			2		5	10					
	八乙女水防倉庫	七北田川	松森字沢目3-1	30		80	30	1	2			6	1	87		100		
	松陵			20		40	4		1			1	3			9		
	松森水防倉庫	七北田川	市名坂字油田1-2	30		100	21	1	3			2	4	2		100		
	高森			60		20	1					1	20			30		
根白石			6		20			2			3							
宮城	本署			6	87	30	23			1	0	5	1	1	5	9	23	
	熊ヶ根			5		10						1						
	上愛子水防倉庫	広瀬川	上愛子字大運35-1	28		70	28	1	3			3	4	2		100		
合計	53	水防倉庫数	27	1,172	3,682	2,496	695	36	127	37	3	60	234	53	62	1,279	121	2,634

		水防工 具 類																					
丸鉄棒	土留鋼板	抗打用キャップ	スコップ	くわ	つるはし	100pハンマー	ハンマー	おの	ノコギリ	かま	ベンチ	なた	手かぎ	かけや	シノ	水防用巻縄カッター	水防用防水ライト	一輪車	水防用ゴムボート	アルミボート	アルミボート用船外機	水防用救命胴衣	水防用浮環
105	24	3	47	2	23	14		3	2	21		6		8	8	1	7	5		0	1	38	5
6		3	6		3		2		2	4	2	1			2	1		4				12	1
			8		7				2	6		1		1	2		1	1				11	1
30		2	6		1				1	5		1		1	2		1	1				5	1
			5		8		2		2	6	2	2		1	2	1		2				8	1
200	21	3	68	2	4	1			4	8	2	2		12	5	3	5			1	1	48	1
			25		6	6				7		1		1			4	1		2	2	23	2
55		2	10	3	5	3	1		1			5		3	2	1	1	1	1			22	1
100		2	20	5	5	3	2	5	5	5	5	5		5	2	1	2	2		1	1	20	1
50		2	20	5	5	1	5	6	7	8	5	9	10	7	1	1	2	2				10	
50		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		5	1	1	2	2	1			10	1
45	120	2	21	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	1	2	2		1	1	10	1
100		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	2	2	2		1	1	10	1
50		2	5			3	2					5			2	1		1	1				
50		2	30	5	5	8	7	5	5	5	5	10		5	7	3	2	2	1			5	1
			4		1	1				3		1						1				12	
35		2	19	7	7	1	5	6	9	6	6	6	5	6	1	1	2	2		1	1	12	1
50		2	20	5	5	1	5	6	7	6	6	5	3	7	1	1	2	2	1			10	1
45		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	1	2	2		1	1	10	1
100		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	2	1	2	2		1	1	10	1
		1	5		3	1	1		1	4		1		1			1	1				5	
50		2	21	5	5	5	4	6	7	5	5	5	10	7	1	1	3	2				8	1
			15		2					8	2	1		1		1	2	1				6	0
70	100	7	32	7	8	3	4	11	6	25	1	5	3	8	2	3		3		1	1	48	1
110		2	20	5	3	1	2	5	5	5	5	5		7	2	1	2	1	1			5	1
50		2	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5		6	5	2	2	2	1			5	1
15		4	10	6	3	1				2	1			3			2	0		1	1	19	
50		2	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5		6	5	2	2	2	1			5	1
50		2	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5		6	5	2	2	2	1			5	1
50		2	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5		6	5	2	2	2	1			5	1
80		3	24	5	5	2	5	6	6	6	6	5		6	3	2	1	2		1	1	18	1
50		2	21	10	5	1	5	6	7	7	5	5	4	8	1	1	2	2	1	1	1	11	2
		3	20		5	5			2	2		1		2			4	2				6	2
50		2	10			3	2		1						1	1	4	1	1			5	1
90	79	2	43	2	11	5		6	6	9		3		4	9	2	2	4		1	1	43	6
50		2	20	5	5	1	5	6	5	6	5	11	7	7	1	1	2	2	1			9	1
42		2	10	1	4				3	4		2		2	1	1	1	1				12	
25		2	10			3	2								2	1	2	1	1			13	2
50		2	21	5	5	1	5		4	6	6	5	10	7	1	1	1	2				10	
50		2	21	5	5	1	5	6	5	5	5	4	2	7	1	2	2	2				10	
			12	1	4				1	3		2		3	0	1	2	1				15	1
140		4	42	8	10	4	7	11	10	11	7	9	10	10	3	2	4	2	1	1	1	20	1
50		2	21	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	1	2	2		1	1	10	1
87		2	20		7	1			1	5		2		2	1	1		1				6	1
0		2	8	1	1				1	3		3		2	1	1	1	1				11	1
43		1	10	2	2	1		1	1	6	2	2		2	2	1	2	1				7	1
30			20	5	5	5	5		2	5		2					2	1				10	
452	170	19	79	9	13	7	7		11	26	3	2		12	4	7	3	5		1	1	57	5
		1	20	10	7	8	0		3	13	1	1		11	16	3	4	3	1	1	1	21	1
100		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	2	2	2		1	1	10	1
40		2	20	2	3	2	2	3	2	2	3	2		1	1	1	4	2				10	1
100		2	20	5	5	3	4	5	5	5	5	5		6	2	1	2	2				6	
14		2	21	5	6	1	1	2	5	5	2	5		1	5	1	2	1				17	1
		2	22	5	5	1	2		5	5	1			1	4	1	1	1	1			9	1
60	41	3	25	7	6	4	2	3	7	14	1	6		8	4	1	2	2	1	1	1	53	9
11		1	5	5	3	1	1	1	5	5	1	3		1	1			2				11	5
100		2	20	5	5	3	2	5	5	5	5	5		6	2	1	2	2				6	
3,230	555	128	1,162	215	291	143	159	169	224	352	160	217	64	258	136	72	112	103	19	21	21	813	74

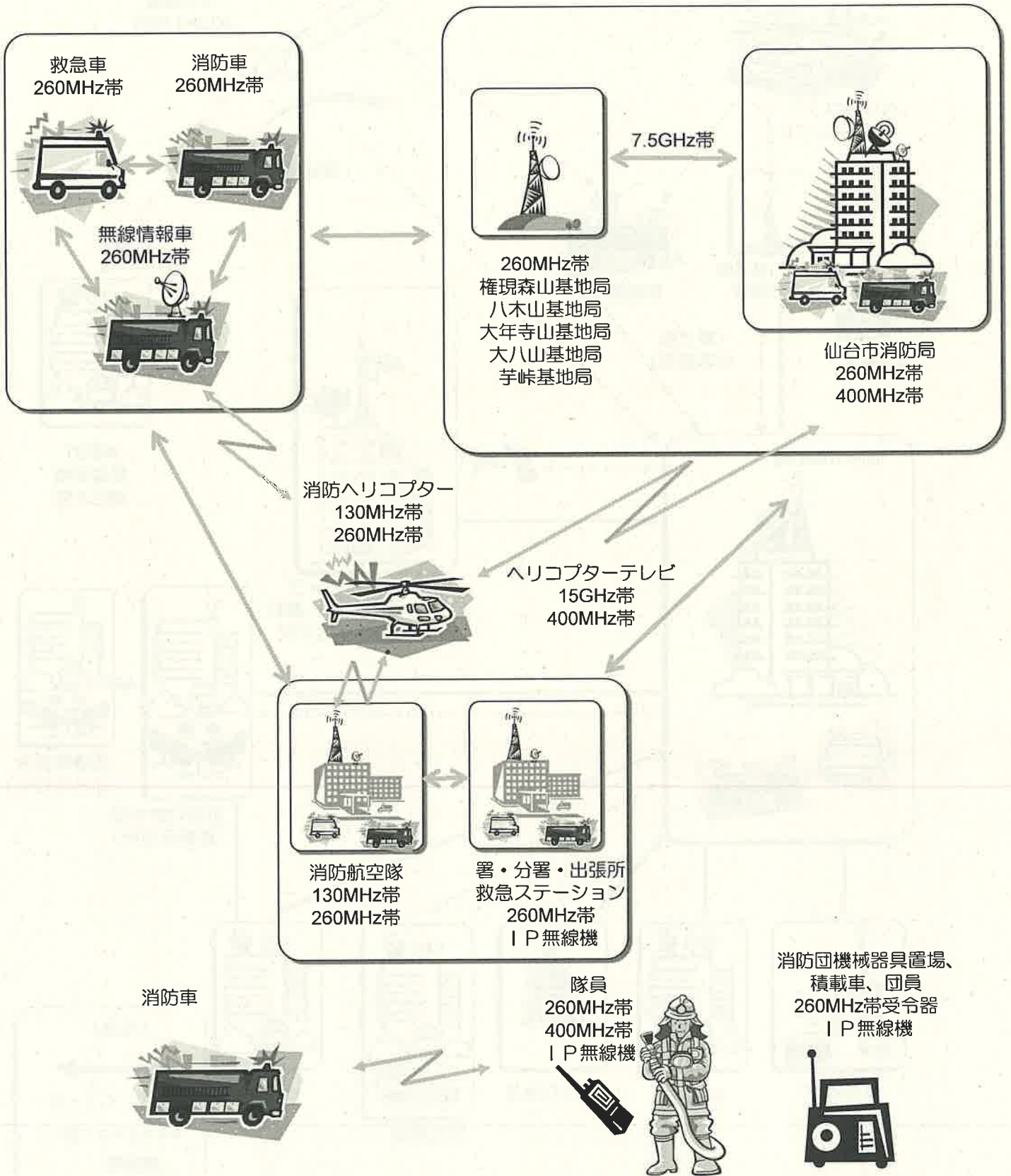
消防機関の通信系統

(令和2年4月1日現在)

(1) 有線系統図

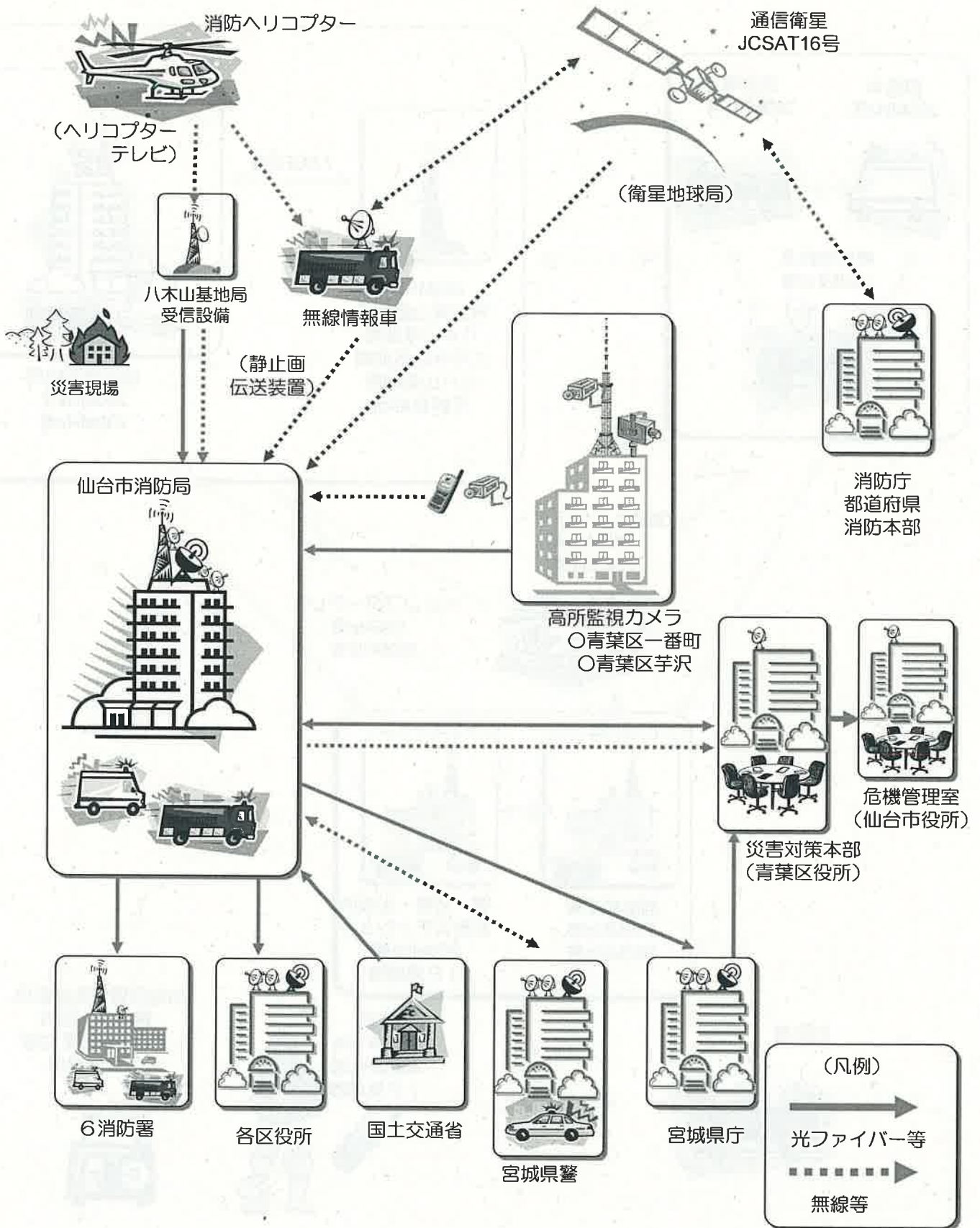


(2) 無線系統図



(令和2年4月1日現在)

(3) 映像伝送システム系統図



別表1 (第3条関係)

仙台市防災行政用無線 (デジタル移動通信系) 配置表

<p>統制局 100 (統制台：災害情報センター) (権現森山・八木山・芋峠・大八山)</p>		<p>簡易統制局 101 半 統制台FAX 102 F 災害情報センター 103 遠</p>		<p>災害情報センター 104 半 青葉 宮城野 若林 太白 泉 型 各区域情報連絡員席 105 106 107 108 109 109 遠</p>	
<p>移動局</p>		<p>災害情報センター 携帯型無線装置 携帯機1 170 携帯機2 171 携帯機3 172 携帯機4 173 携帯機5 174 携帯機6 175 携帯機7 176 携帯機8 177 携帯機9 178 携帯機10 179 携帯機11 180</p>		<p>災害情報センター 携帯型無線装置 携帯機1 170 携帯機2 171 携帯機3 172 携帯機4 173 携帯機5 174 携帯機6 175 携帯機7 176 携帯機8 177 携帯機9 178 携帯機10 179 携帯機11 180</p>	
高等	課	番号	型	番号	型
危機管理室	危機管理課	200	F	220,221	携
	危機管理室	201	遠	123,151	車
総務	危機管理室	104	半	-	-
	秘書課	202	遠	222	携
	庶務課	203	遠	120~123	車
	総務課	204	遠	225	携
健康福祉	健康政策課	210	遠	228	携
	総務課	-	-	233	携
環境	環境対策課	231	半	232	携
	環境対策課	-	-	234,235	車
経済	農政企画課	205	半	238	携
	農政企画課	-	-	240,241	携
都市整備	農業振興課	206	携	239	携
	建築指導課	206	遠	246	携
建設	建築審査課	-	-	244	携
	開発調整課	207	遠	245	携
建設	道路保全課	208	遠	247,248	車
	道路保全課	-	-	251	携
建設	下水調整課	209	携	256	携
	河川課	-	-	254	携
建設	河川課	-	-	259,260	携
	下水道北管理センター	270	半	252,253	携
建設	下水道南管理センター	-	-	257,258	車
	管理センター	-	-	271~273,275	車
建設	管理センター	-	-	274,276	車
	管理センター	-	-	~278	車

部	課	番号	型	番号	型
まちづくり推進部	区民生活課	300#1	遠	700#1	遠
	災害対策本部	300#2	遠	700#2	遠
建設部	公園課	301,302	携	700#3	F
	道路課	310#1	携	700#4	携
保健福祉センター	保健管理課	320#1	遠	710#1	携
	管理課	-	-	710#2	携
公用車	公用車	326~340	車	710#3	遠
	公用車	-	-	711,712	携
消防署	青葉消防署	500#1	携	620#1	遠
	宮城野消防署	500#2	携	620#2	携
消防署	宮城野消防署	500#3	携	620#3	携
	若林消防署	511,512	携	620#4	携
消防署	若林消防署	520#1	携	620#5	携
	太白消防署	526~540	携	626~640	車
消防署	泉消防署	526~540	携	626~640	車
	宮城消防署	526~540	携	626~640	車

設置場所	番号	型
仙台冷蔵倉庫	911	携
キリンビル	912	携
横浜冷凍	913	携
日鉄建材	914	携
仙台うみの杜水族館	936	携
センコ	938	携
アケセル	937	携
中野五丁目避難タワー	935	携
港南避難タワー	181	携
井土避難タワー	182	携
南蒲生避難タワー	183	携
新浜避難タワー	184	携
岡田避難ビル	185	携
笹屋敷避難ビル	186	携
三本塚長屋敷避難タワー	187	携
三本塚避難ビル	188	携
二本塚避難ビル	189	携
種次避難ビル	195	携

設置場所	番号	型
陸上自衛隊	911	携
JR東日本	912	携
NTT東日本	913	携
東北電力	914	携
JXTGエネルギー	916	携

設置場所	番号	型
仙台オーブン病院	915	携
東北大学病院	925	携
東北労災病院	926	携
仙台医療センター	927	携
東北医科大病院	928	携
仙台赤十字病院	929	携

設置場所	番号	型
青葉消防署	152#1	携
宮城野消防署	153	携
若林消防署	154#1	携
太白消防署	155	携
泉消防署	156#1	携
宮城消防署	157	携
宮城消防署	158#1	携
宮城消防署	159	携
宮城消防署	160#1	携
宮城消防署	161	携
宮城消防署	162#1	携
宮城消防署	163	携

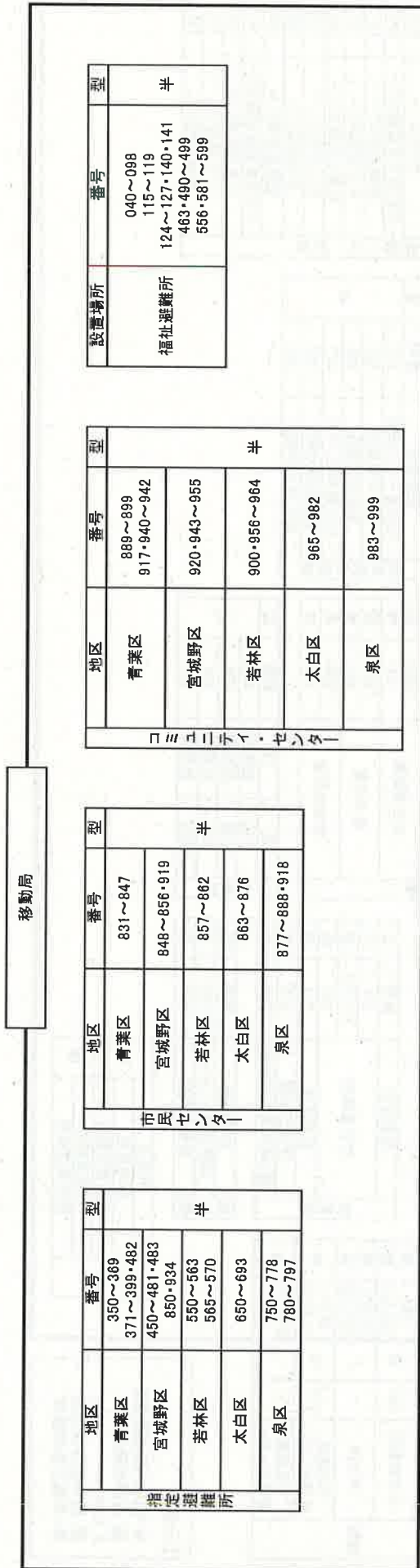
設置場所	番号	型
南蒲生浄化センター	280	半
設備管理センター	281	半
郡山監視センター	283,284	携
広瀬川浄化センター	286,287	携
教育指導課	211	半
教職員課	212,213	遠
学校施設課	263	携
鶴ヶ谷特別支援学校	214	遠
鶴ヶ谷特別支援学校	215	半
鶴ヶ谷特別支援学校	580	半

設置場所	番号	型
消防局	150#1	遠
消防局	150#2	遠

設置場所	番号	型
市役所	901	携
副市長宅	902	携
危機管理室	903	携
市長運給用	904	携

設置場所	番号	型
消防局	901	携
消防局	902	携
消防局	903	携
消防局	904	携

【凡例】
 半:半固定型無線装置
 遠:遠隔制御装置
 F:FAX
 携:携帯型無線装置
 車:車載型無線装置



【凡例】

- 半: 半固定型無線装置
- 遠: 遠隔制御装置
- F: FAX
- 携: 携帯型無線装置
- 車: 車載型無線装置

別表 2 (第 3 条関係)

仙台市防災行政用無線 全市移動系配置表

基地局 (青葉区役所災害情報センター) ぼうさいせんだい 153.77MHz 158.35MHz (防災相互通信波)

呼出名称	出力	
せんだいぼうさい 1	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 2	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 3	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 4	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 5	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 6	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 7	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 8	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 9	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 10	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 11	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 12	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 13	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 14	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 15	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 16	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 17	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 18	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 19	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 20	5W	* 防災相互通信波対応

基地局	1局 (5W)
陸上移動局 (携帯型)	20局 (5W)
合計	21局

水防活動報告書様式

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m		雨 量 mm						
水防実施箇所	川 左岸 地先 m		右岸						
日時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m		工 法						
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太					雨量水位の状況			
	その他								
水防活動に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成27年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成27年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成27年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇前隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で浸水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のための活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> 土のう積み(300袋) 避難誘導(20世帯) 排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

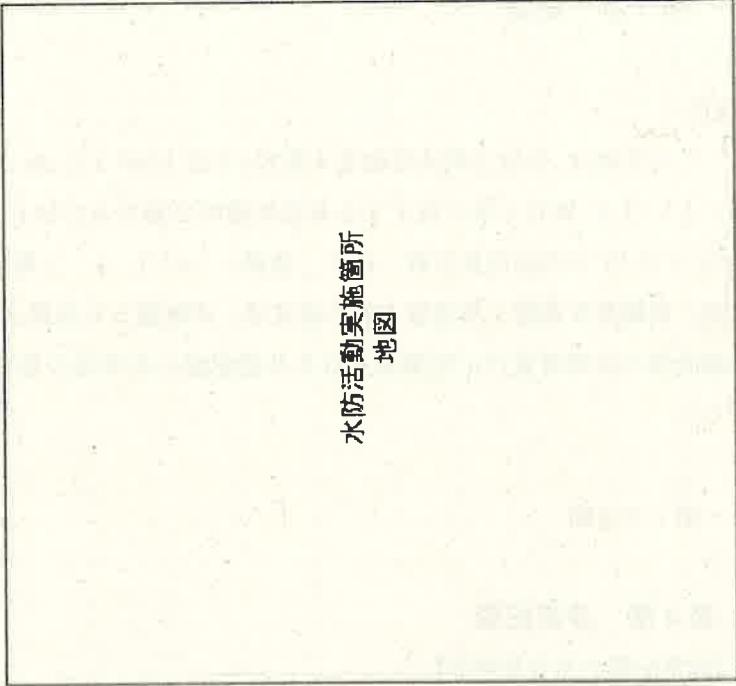
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領（抜粋）

（平成19年3月30日消防局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1 この要領は、仙台市消防活動基本規程（平成13年3月28日仙台市消防局訓令第5号。以下「規程」という。）第64条に規定する非常配備時の報告及び仙台市消防活動基本規程実施要綱（平成19年3月27日消防局長決裁。以下「要綱」という。）で規定する、第3条第3項警防本部の運営等、要綱第5条第1項署隊本部の運営等、要綱第58条第2項警防態勢強化発令時の配備人員、隊編成等の基準等並びに要綱第60条非常配備の基準等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第2～第10省略

第4章 非常配備

（非常配備の発令基準等）

第11 非常配備等の発令基準は、別表第5に定めるとおりとする。

2 警戒態勢強化及び非常配備発令時の人員の基準は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、消防局は警防本部長、消防署は署隊本部長が必要と認めた場合は、配置人員を増減することができる。

（非常配備発令時の活動態勢）

第12 署隊本部長は、非常配備が発令された場合、別表第6のとおり、要綱第59条に規定する非常配備の種別に応じた隊編成を行い、活動態勢を整えるものとする。

以下省略

非常配備等人員の基準

全計	体制レベル	通常	警防態勢強化		非常配備			
			第一警防態勢	第二警防態勢	一次	二次	三次	四次
	総数(名)	268	271	305	403	626	842	
消防局	総数(名)	19	22	26	51	91	153	
	警防本部	11	14	18	41	71	126	
	救急課指導係(ST)	3	3	3	4	7	13	
	消防航空隊	5	5	5	7 ⁽⁺¹⁾	14 ^[9] ⁽⁺¹⁾	16 ^[13] ⁽⁺²⁾	
青葉署	総数(名)	48	48	53	68	102	131	
	本署	20	20	25	36	44	63	
	片平	10	10	10	11	20	22	
	国見	7	7	7	8	14	17	
	荒巻	7	7	7	8	14	17	
	小松島	4	4	4	5	10	12	
宮城野署	総数(名)	47	47	52	66	99	132	
	本署	17	17	22	30	40	54	
	高砂	9	9	9	12	17	27	
	鶴谷	7	7	7	8	14	17	
	岩切 原町	7	7	7	8	14	17	
若林署	総数(名)	37	37	42	54	79	99	
	本署	17	17	22	30	39	50	
	河原町	8	8	8	10	15	20	
	六郷	7	7	7	8	14	17	
	特別機動救助隊	5	5	5	6	11	12	
太白署	総数(名)	49	49	54	67	106	135	
	本署	17	17	22	30	40	55	
	長町	7	7	7	8	14	17	
	中田	7	7	7	8	14	17	
	八木山	7	7	7	8	14	17	
	秋保	7	7	7	8	14	17	
	茂庭	4	4	4	5	10	12	
泉署	総数(名)	44	44	49	62	99	125	
	本署	17	17	22	30	40	55	
	八乙女	7	7	7	8	14	17	
	特別機動救助隊	5	5	5	6	11	12	
	松陵	4	4	4	5	10	12	
	高森	4	4	4	5	10	12	
	根白石	7	7	7	8	14	17	
宮城署	総数(名)	24	24	29	35	50	67	
	本署	17	17	22	27	36	50	
	熊ヶ根	7	7	7	8	14	17	

全職員

※1 派遣職員、救命士研修所入校職員及び消防学校初任総合教育入校職員を除いた人員。

※2 総務部の市長部局併任者は除く。

※3 警防態勢強化(第二警防態勢)及び一次配備の招集は、各署管理職又は代行者1名以上を含む。

※4 消防航空隊については、航空機2機体制時(〔〕書きは1機体制時)。()書きについては、消防航空班の人数。

※5 救急ステーション実習職員は、三次配備以上の場合は所属署所に参集する。

非常配備等の発令基準

配備等の種別	事象等	体制
情報連絡体制の強化	仙台市災害警戒本部運営要領(平成9年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化又は仙台市危機警戒本部運営要領(平成18年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化が指示されたとき。	情報連絡体制の強化を図る体制
警防態勢強化	第一警防態勢 1 宮城県地方に気象に関する警報等が発表され、災害の発生が予想される時。 2 仙台市災害警戒本部運営要領(平成9年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化又は仙台市危機警戒本部運営要領(平成18年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化が指示され、警防部長又は署長が必要と認めるとき。 3 連続放火火災が発生しているとき。 4 広域かつ長時間の水道断水及び停電等のとき。 5 降雪及び積雪により消火栓等の確認が困難で除雪が必要なとき。 6 その他警防副本部長(警防部長)又は署隊本部長(署長)が必要と認めるとき。	必要に応じ、警防本部及び署隊本部に初動対応班を設置する
	第二警防態勢 1 市域において、「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 2 仙台市災害警戒本部が設置されたとき。 3 その他警防副本部長(警防部長)又は署隊本部長(署長)が必要と認めるとき。	警防本部に初動対応班、署隊本部に初動対応班又は広報隊等を編成する(左欄第1号の場合は、消防局及び発表対象となる区域(仙台市東部・仙台市西部)を管轄する消防署に限る。)
一次配備	1 次の各号に掲げる警報の1以上が市内に発表され、かつ、市域に被害が発生するおそれがあるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 3 市域において、震度4(仙台管区気象台発表)の地震が発生し、かつ、市域に被害が発生するおそれがあるとき。 4 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「準備」が発表されたとき。 5 市域において、土砂災害警戒に関する「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたとき。 6 その他警防副本部長(警防部長)が必要と認めるとき。	災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、速やかに上位の体制に移行し得る体制(左欄第1号(3)(4)及び4号の場合は、消防局及び対象となる河川又は海岸を管轄する消防署に限る。左欄第5号の場合は、消防局及び発令対象となる町丁目目を管轄する消防署に限る。)
二次配備	1 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「出動」が発表されたとき。 2 市域において、土砂災害警戒に関する「避難勧告」が発令されたとき。 3 その他警防副本部長(警防部長)が必要と認めるとき。	一次配備の体制を強化し、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制(左欄第1号の場合は、消防局及び河川又は海岸ごとに該当する消防署に限る。左欄第2号の場合は、消防局及び発令対象となる区域を管轄する消防署に限る。)
三次配備	1 市域において震度5弱、5強(仙台管区気象台発表)の地震が発生したとき。 2 宮城県に津波警報が発表されたとき。 3 次の各号に掲げる気象特別警報が発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 大雪特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 高潮特別警報 4 仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する災害対策本部が設置され、非常1号配備以上が発令されたとき。 5 仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する非常1号配備以上が発令されたとき。 6 市域において、土砂災害警戒に関する「避難指示(緊急)」が発令されたとき。 7 その他警防本部長(消防局長)が必要と認めるとき。	二次配備の体制を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制(左欄第6号の場合は、消防局及び発令対象となる区域を管轄する消防署に限る。)
四次配備	1 市域において、震度6弱(仙台管区気象台発表)以上の地震が発生したとき。 2 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 3 仙台市災害対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する非常3号配備が発令されたとき。 4 仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する非常3号配備が発令されたとき。 5 次の各号に掲げる気象特別警報が発表され、かつ、災害が市域に広範囲で発生したとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 大雪特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 高潮特別警報 6 その他予想できない重大な災害が発生し、警防本部長(消防局長)が必要と認めるとき。	全員を招集し、総合的な応急対策活動を実施する体制(左欄第1号及び第2号の場合は、直ちに参集する。)

非常配備発令に伴う活動態勢

署隊本部長は、非常配備が発令された場合、要綱第59条に規定する非常配備の種別に応じた隊編成を行い、活動態勢を整えるものとする。

非常配備の種別	活動態勢
水防非常配備	1 警防態勢 救命胴衣等の水防活動に必要な資機材を車両に積載する。 2 隊編成 (1) 広報隊 避難情報の伝達に係る広報等を実施する場合、広報車等で編成し、主として管内の発令対象地区への広報活動に従事する。 (2) 救命ボート隊 避難誘導及び救助等の水防活動に従事する。 (3) 水防工法隊 主として水防工法等の活動に従事する。 (4) 監視警戒隊 仙台市水防計画に基づき、主として水災発生のおそれのある箇所への巡視及び水位観測等の監視警戒に従事する。 (5) 資機材搬送隊 必要に応じて編成し、水防資機材等の搬送に従事する。 (6) 人員輸送隊 必要に応じて編成し、水防工法隊の隊員輸送に従事する。 (7) 情報支援隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における指揮本部の指揮支援及び情報収集等に従事する。
異常気象非常配備	1 警防態勢 必要に応じて、ホース及び風水害等の対応資機材を増強し配備する。 2 隊編成 (1) 広報隊 管内の被害状況の把握及び避難情報の伝達に係る広報等を実施する場合、広報車等で編成し、必要な巡回及び広報活動に従事する。 (2) ポンプ車等の増隊 必要に応じて、ポンプ車等の増隊を図る。 (3) 情報支援隊 必要に応じて指令班で編成し、主として無線情報車で災害現場における指揮本部の指揮支援活動に従事する。
津波非常配備	1 警防態勢 救命胴衣及び検索救助活動に必要な資機材を車両に積載する。(津波警報及び大津波警報発表時) 2 隊編成 (1) 避難広報隊 津波警報等の発表により広報車等で編成し、津波警報発表時における避難広報等活動要領及び宮城野、若林署及び太白消防署避難広報等活動要領により、避難広報活動に従事する。 (2) 消防航空隊 航空機により海面変動の監視、避難広報活動、情報収集活動及び救助活動に従事する。 (3) 検索救助隊 ポンプ車等で編成し、浸水被害エリアにおける検索救助活動に従事する。 (4) 情報支援隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における情報収集等に従事する。
地震非常配備	規程第45条の規定に基づく大規模地震災害消防活動要領によるものとする。

消防団の消防活動に関する要綱（抜粋）

（平成13年9月25日消防局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、仙台市消防団員に関する条例（昭和28年仙台市条例第10号）、仙台市消防団員に関する規則（昭和28年仙台市規則第9号）及び仙台市消防団の組織に関する規則（昭和32年仙台市規則第10号）に規定するほか、消防団の消防活動の実施に関し必要な事項を定めたものである。

（非常配備の配備人員等）

第9条 消防団の非常配備時の配備人員及び活動態勢の基準は、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5に規定するとおりとする。

2 署隊本部長は、非常配備が発令されたときは、招集計画により、直ちに消防団員を招集しなければならない。

3 消防団本部長は、必要に応じ配備人員を増減することができる。

（大規模災害発生時等の消防団の任務）

第10条 火災及び水災、震災その他大規模な災害発生時の消防団の消防活動は、当要綱に規定するほか、仙台市地域防災計画及び消防活動基本規程の規定に従う。

別表第2（消防団要綱第9条関係）

非常配備発令時の配備人員及び活動態勢の基準

団別	配備	一次配備	二次配備	三次配備	四次配備
青葉消防団	※土砂災害警戒に関する「避難準備・高齢者等避難開始」発令時に限る		60名	150名	全消防団員
宮城野消防団			140名	290名	
若林消防団			130名	260名	
太白消防団			130名	290名	
泉消防団			120名	270名	
宮城消防団			120名	240名	
秋保消防団			40名	100名	
合計			740名	1,600名	

1～3 省略

4 各活動時の消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の乗車編成は、4名を基本とする。

5 非常配備発令時の活動態勢

- (1) 団員隊は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車及び資機材等の点検を行うとともに、必要に応じホースや資機材を増強し、出場に備える。
- (2) 必要に応じて、支援隊を編成し、職員隊の消火活動及び救助活動等の支援を行う。
- (3) 必要に応じて、広報隊を編成し、職員隊と協力して、災害が発生すると予想される分団の担当する区域内の住民に避難広報を行う。
- (4) 上記(2)又は(3)の活動を行う場合は、消防団本部に報告し、出場する。

6 地震非常配備発令に伴う活動態勢
省略

7 水防非常配備発令に伴う活動態勢
仙台市水防計画に規定する対象河川に水防警報が発表された場合は、水防非常配備とし、別表第3により招集する。

8 津波非常配備発令に伴う活動態勢
省略

9 土砂災害に関する避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）発令に伴う活動態勢
省略

別表第3 (消防団要綱第9条関係)

水防非常配備の態勢

名取川に発表された場合		一次配備	二次配備	備考
消防団 若林	団本部	2名	2名	
	六郷分団	9名	30名	
	七郷分団	6名	20名	
	小計	17名	52名	
消防団 太白	団本部	2名	2名	
	郡山分団・西多賀分団・・・生出分団	各3名	各10名	
	中田分団	3名	17名	
	東中田分団	3名	18名	
小計	17名	67名		
合計		34名	119名	
広瀬川に発表された場合		一次配備	二次配備	備考
消防団 若林	団本部	2名	2名	
	連坊分団		6名	「愛宕橋から広瀬橋までの区域」発表時
	南材分団	3名	9名	
	六郷分団	3名	10名	
小計	8名	27名		
消防団 太白	団本部	2名	2名	
	八木山分団・長町分団		各6名	「愛宕橋から広瀬橋までの区域」発表時
	郡山分団	3名	10名	
小計	5名	24名		
合計		13名	41名	
笹川に発表された場合		一次配備	二次配備	備考
消防団 太白	団本部	2名	2名	
	西多賀分団・長町分団	各3名	各6名	
旧笹川に発表された場合		一次配備	二次配備	備考
消防団 太白	団本部	2名	2名	
	西多賀分団・長町分団・郡山分団	各3名	各6名	
合計		11名	20名	
七北田川に発表された場合		一次配備	二次配備	備考
消防団 宮城野	団本部	2名	2名	
	岩切分団	12名	40名	「赤生津大橋から海までの区域」発表時
	高砂分団	9名	30名	
	港分団	3名	10名	
小計	26名	82名		
泉消防団	団本部	2名	2名	
	根白石分団・小角分団・実沢分団・野村分団・上谷刈分団・七北田分団	各4名	各10名	「馬橋から赤生津大橋までの区域」発表時
	市名坂分団・八乙女分団・松森分団	各4名	各10名	「赤生津大橋から海までの区域」発表時
小計	38名	92名		
合計		64名	174名	
梅田川に発表された場合		一次配備	二次配備	備考
宮城野消防団	団本部	2名	2名	
	原町分団	4名	8名	
	東仙台分団	6名	11名	
	宮城野分団	4名	9名	
	高砂分団	6名	11名	
合計		22名	41名	

- 1 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「準備」が発表された場合は、一次配備とし、「出動」が発表された場合は、二次配備とする。
- 2 水防警報発表に伴い、一次配備又は二次配備が発令された場合は、上記表のとおり発表された河川と区域を担当する消防団を指定して、団員を招集する。なお、同時に担当する複数の河川へ水防非常配備が発令された場合は、担当する河川を兼務して招集することができる。
- 3 水防警報「準備」の発表に伴い、一次配備が発令された場合
管轄する水防倉庫の資材器具の整備点検並びに準備を行い、出場に備える。
- 4 水防警報「出動」の発表に伴い二次配備が発令された場合
 - (1) 監視警戒隊を編成し、職員隊と協力して、仙台市水防計画に基づく重要水防区域、準重要水防区域及び分団の担当する区域内の水位、潮位、水防施設物及び水災発生危険箇所等の状況把握のための監視警戒を行う。
 - (2) 必要に応じて水防工法隊を編成し、水防工法に従事する。
 - (3) 必要に応じて避難誘導隊を編成し、職員隊と協力して、災害が発生すると予想される分団の担当する区域内の住民に対して避難誘導を行う。
- 5 警防本部長が必要と認める場合は、別表第2の配備基準による人員を招集できるものとする。

堤防決壊につながるおそれのある状況を発見するための監視のポイント

堤防の箇所	監視のポイント	対象となる変状		
		侵食	堤体すべり	漏水
表法面 堤防護岸	流況に異常はないか	○		
	堤防護岸の破損、法面の侵食等がないか	○		
天端	堤防天端及び法肩に亀裂、陥没等の変状はないか		○	○
裏法面 裏小段	裏法面・裏小段の亀裂、陥没、はらみ出し、法崩れはないか		○	○
	法面及び小段の泥濘化している箇所はないか		○	
裏法尻部	堤脚付近の堤体土が軟弱化し、流動化していないか			○
	法尻付近の漏水、噴砂はないか			○
	堤脚保護工の変形はないか		○	○
	ドレーン工やその近傍からの噴砂が生じていないか		○	
堤脚水路	堤脚水路の継目やその近傍からの噴砂が生じていないか			○
樋門等構造物周辺	上記までの項目に加え、 堤防と構造物との隙間から漏水が生じていないか	○	○	○

監視にあたっての留意点

(1) 表法面、堤防護岸

流況に異常はないか。

【留意点】

侵食現象は水面下で発生するため、目視することが困難であるが、洗堀や根固め工の破壊による河床の変形や、流水の作用に伴う護岸の破壊等が水面下で発生した場合、水面に異常が現れることがある。

したがって、上下流の水面形に比較して局所的な盛り上がり等がみられる場合には、これに着目して監視をする。

また、侵食破壊は水衝部で生じることが多い。洪水の流れを監視し、堤防に向かう流れの有無を確認することが重要であり、水衝部ののり面の状況や水面の異常を重点的に監視するとよい。

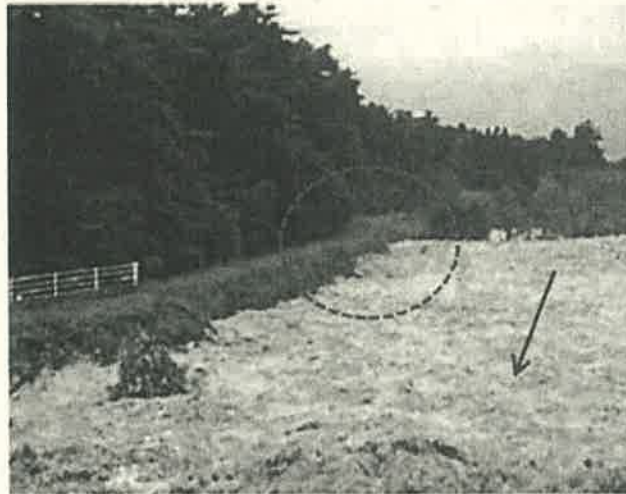


図 - 10 水際線の異常の例

堤防護岸の破損、のり面の侵食等がないか。

【留意点】

堤防護岸の法覆工あるいは基礎工部分に破損等の変状が発生すると、そこから流水等によって護岸裏の土砂が吸い出され、進行すると護岸全体の破壊、堤防の侵食につながる。表のり面がわずかでも侵食されると、そこから一気に侵食が進み、破堤に至る場合がある。

水面下で生じる変状の発見につなげるためにも、水面上に残る堤防護岸の法覆工の変形、破損を注意深く監視することが重要である。

洪水末期に急激な水位低下が生じると残留水圧により堤体中の水が噴き出し、一緒に堤体材料が流出することがある。この時、表のり面の法崩れやすべりが発生することがあるので、次の洪水に備えて早急に対応することが大事である。

(2) 天端

堤防天端及びのり肩に亀裂、陥没等の変状はないか。

【留意点】

天端の亀裂は、在来堤防に腹付けされた盛土により相対的な圧密沈下の差を生じることにより発生することが多い。このような亀裂は、既設堤防と腹付けされた盛土の境界部分に発生することが多く、圧密沈下の進行とともに長期的に拡大する現象であるため、堤防の安定性が急激に損なわれることは少ない。しかし、在来堤防の天端に亀裂が生じた場合には、浸透により堤防が緩み、堤体内にすべり面を生じていることもある。

天端が舗装されている場合は、緩みや空洞発生の予兆現象として亀甲状のクラックが出る等、発見が容易であるので、特にこれに注目して点検する。

のり肩のような地形急変部では、のり面の初期的なすべり等の変形に伴って亀裂、陥没等が発生しやすいので注意して点検する。

(3) 裏のり面、裏小段

裏のり面・裏小段の亀裂、陥没、はらみ出し、法崩れはないか。

【留意点】

1) 亀裂

亀裂は、既存堤防と腹付けされた盛土の間に相対的な基礎地盤の圧密沈下量の差が生じることに起因して発生することが多い。このような亀裂は、既設堤防と腹付けされた盛土の境界部分に発生することが多く、圧密沈下の進行とともに長期的に拡大する現象であるため、堤防の安定性が急激に損なわれることは少ない。しかし、裏のり面の上部に亀裂が生じた場合には、浸透により堤防が緩み、堤体内にすべり面を生じていることもある。

また、小段や天端のり肩のような地形急変部では、のり面の初期的なすべり等変形に伴って亀裂、陥没等が発生しやすいので注意して点検する。

のり面の亀裂は、草丈が高い場合は発見が困難であるため、特に注意して監視を行う必要がある。

2) 陥没・はらみ出し・法崩れ

陥没・はらみ出し・法崩れと言ったのり面の変状は、初期的なすべり変形に伴って発生している可能性があるため、特に注意が必要である。

のり面の陥没・はらみ出しについて、草丈が高くなると発見が難しくなるため、天端や少し離れたところから隣接する上下流のり面と比較してみる等、局所的にのり面の変形が生じていないか、特に注意して監視を行う必要がある。

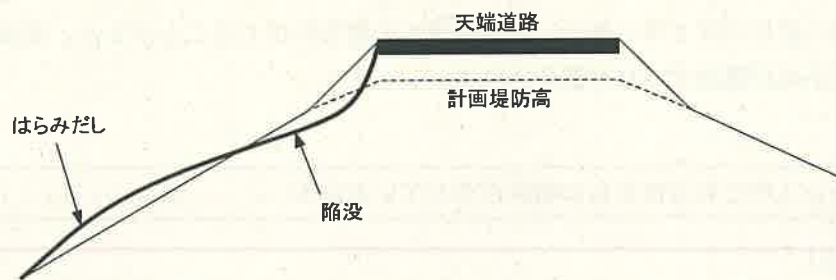


図 - 11 はらみ出し・陥没のイメージ

のり面及び小段の泥濘化している箇所はないか。

【留意点】

のり面や小段が泥濘化している箇所では堤体土が弱体化しており、そのような箇所は注意を要する。

(4) 裏のり尻部

堤脚付近の堤体土が軟弱化し、流動化していないか。

【留意点】

堤脚付近、のり尻付近は浸潤面上昇が最も起こりやすい箇所であり、飽和度の上昇によって堤体土が軟弱化し、流動化する可能性がある。したがって、堤脚付近の堤体土の軟弱化や流動化について注意深く監視を行う。

のり尻付近の漏水、噴砂はないか。

【留意点】

のり尻付近において漏水、噴砂の発生やそれらの痕跡がある場合には、パイピングの発生が懸念される。パイピングは浸透流によって堤体基礎地盤内の土砂が侵食・運搬されることで生じ、パイピングの拡大によって堤体あるいは基礎地盤が陥没し、堤防決壊に至る可能性もある。そのため、のり尻付近に漏水、噴砂がないかを特に注意して監視する必要がある。

また、のり尻から離れた場所に噴砂を生じることがあるが、噴砂の量が多い場合や、付近に複数の噴砂孔を生じている場合は危険な場合もあるので留意する。

堤脚保護工の変形はないか。

【留意点】

堤体の変形や沈下等に伴い、堤脚保護工の変形が生じることがある。変状やズレが大きいようであれば裏法すべりが懸念される。

ドレーン工やその近傍からの噴砂が生じていないか。

【留意点】

ドレーン工からの排水（例えば、堤脚水路への排水等）に土砂が含まれる場合には、堤体材料が流出している可能性があるため、ドレーン工近傍の堤体の変状、特に噴砂を確認する。

(5) 堤脚水路

堤脚水路の継目やその近傍からの噴砂が生じていないか。

【留意点】

堤脚水路の継目やその近傍から噴砂が生じている場合は、透水層を堤脚水路が遮断しており、堤体内の浸潤線が高く保たれている可能性がある。したがって、堤脚水路と法尻の間に基礎地盤漏水や噴砂等がないか、注意深く確認することとする。

(6) 樋門等構造物周辺

裏のり尻や堤体と構造物との隙間から漏水が生じていないか。

【留意点】

構造物周辺では、材料が異なる構造境界面を通して漏水が発生することが考えられ、その進行は通常の堤防断面で生じるパイピング破壊よりも速いと想定されることから、濁りのない漏水を含めて注意深く確認することとする。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う洪水警報等の発表基準の暫定的な運用

仙台管区気象台では、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う被害状況から洪水や高潮による災害に対する脆弱性が高まっていると考えられる区域について、洪水や高潮の警報・注意報の基準を引き下げて運用している。

令和2年4月1日現在の暫定基準は以下のとおりである（洪水警報・注意報は平成29年7月7日から、高潮警報・注意報は平成30年3月8日から以下に示す暫定基準で運用している）。

○洪水警報・注意報

対象とする二次細分区域 (市町村等)	対象とする 警報・注意報の種類	基準の要素	暫定基準 (通常基準に対する割合)
仙台市東部、名取市、 岩沼市、 気仙沼市、石巻市、 東松島市、松島町、 南三陸町、 山元町	洪水警報・注意報	流域雨量指数	7割

○高潮警報・注意報

対象とする二次細分区域 (市町村等)	警報基準	注意報基準
塩竈市	1.1	0.8
松島市	1.1	0.8
七ヶ浜町	1.1	0.8
利府町	1.1	0.8
石巻市	1.1	0.8
東松島町	1.1	0.8
女川町	1.1	0.8
気仙沼市	1.1	0.8
南三陸町	1.1	0.8

高潮警報・注意報の基準の潮位は「標高」で表し、単位はメートル

特別警報・警報・注意報の基準

1. 水防活動用警報・注意報

仙台管区气象台又は気象庁が発表する水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用警報又は注意報と対応する一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動用 警報・注意報	一般の利用に適合する 特別警報・警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する)
	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき

(注1)一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(注2)大きな地震等が発生し、通常よりも災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨等の警報及び注意報の基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(注3)高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。

2. 大雨及び洪水、高潮警報・注意報

(1) 大雨及び洪水、高潮警報注意報基準表

大雨注意報基準

市町村等名 まとめた地 域	市町村等	垂直雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	80
	塩竈市	8	86
	名取市	8	87
	多賀城市	11	80
	岩沼市	9	88
	宮谷市	10	80
	亶理町	11	88
	山元町	8	90
	松島町	6	68
	七ヶ浜町	11	86
大和町東部	利府町	8	80
	大和町東部	8	81
	大郷町	9	81
	大和町西部	10	81
西部仙台	大郷町	7	81

大雨警報基準

市町村等名 まとめた地 域	市町村等	垂直雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部仙台	仙台市東部	13	101
	塩竈市	14	108
	名取市	18	109
	多賀城市	19	101
	岩沼市	19	111
	宮谷市	16	101
	亶理町	19	113
	山元町	16	113
	松島町	16	85
	七ヶ浜町	18	108
大和町東部	利府町	15	101
	大和町東部	16	102
	大郷町	16	102
	大和町西部	12	101
西部仙台	大和町西部	15	102
大郷町	14	102	

高潮注意報基準

市町村等名 まとめた地 域	市町村等	基準 (単位: m)
東部仙台	仙台市東部	0.9
	塩竈市	0.8
	名取市	0.9
	多賀城市	0.9
	岩沼市	0.9
	亶理町	0.9
	山元町	0.9
	松島町	0.8
	七ヶ浜町	0.8
	利府町	0.8

高潮警報基準

市町村等名 まとめた地 域	市町村等	基準 (単位: m)
東部仙台	仙台市東部	1.6
	塩竈市	1.1
	名取市	1.5
	多賀城市	1.6
	岩沼市	1.6
	亶理町	1.5
	山元町	1.4
	松島町	1.1
	七ヶ浜町	1.1
	利府町	1.1

大雨・高潮特別警報発表基準


現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

洪水注意報基準

市町村等名 まとめた地 域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準	
東部仙台	仙台市東部	北真山運河・南真山運河流域=4.1, 広瀬川流域=18.1, 旧爪川流域=3.2, 南田川流域=8.8	名取川流域=(7, 20.5), 七北田川流域=(8, 14.1), 北真山運河・南真山運河流域=(5, 2.5), 広瀬川流域=(8, 18.1), 旧爪川流域=(5, 2.5), 南田川流域=(8, 4.3)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]	
	塩竈市	—	—	—	
	名取市	増田川流域=7.6, 貞山郷流域=13.7, 川内沢川流域=5.5, 志賀沢川流域=9.5	増田川流域=(6, 6.9), 貞山郷流域=(8, 12.3), 川内沢川流域=(5, 5.4), 志賀沢川流域=(5, 5.8)	名取川[名取橋]	
	多賀城市	砂押川流域=12.6	砂押川流域=(8, 7)	七北田川[市名坂]	
	岩沼市	川内沢川流域=4.8, 五間郷川流域=6, 志賀沢川流域=4.8	川内沢川流域=(8, 3.8), 五間郷川流域=(5, 3.6), 志賀沢川流域=(8, 4)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	
	宮谷市	西川流域=5.5	西川流域=(5, 3.2), 竹林川流域=(8, 7.5)	吉田川[落合・新田橋]	
	亶理町	—	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	
	山元町	高瀬川流域=3.6, 坂元川流域=6.5, 戸花川流域=3.1	高瀬川流域=(5, 3.2), 坂元川流域=(7, 4.6), 戸花川流域=(5, 2.9)	—	
	松島町	磯田川流域=10, 田中川流域=4.2, 高城川流域=11.8	磯田川流域=(5, 19.2), 田中川流域=(5, 10), 高城川流域=(5, 11.8)	磯田川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]	
	七ヶ浜町	—	—	—	
大和町東部	利府町	砂押川流域=8.9	砂押川流域=(5, 6.3)	—	
	大和町東部	身狭川流域=5.6, 西川流域=14.8, 小西川流域=7.6, 善川流域=14.1	竹林川流域=(8, 6.5), 小西川流域=(5, 7.6)	吉田川[落合・新田橋]	
	大郷町	磯田川流域=9.6, 味明川流域=7.3, 清川流域=6.8	吉田川流域=(5, 23.1), 磯田川流域=(5, 6.9), 味明川流域=(5, 7.3), 清川流域=(7, 4.6)	吉田川[落合・粕川]	
	西部仙台	仙台市西部	名取川流域=35.1, 広瀬川流域=28.8, 善勝川流域=6, 大倉川流域=17.4, 高柳川流域=6.4	名取川流域=(7, 22.3), 広瀬川流域=(7, 29), 善勝川流域=(5, 6), 大倉川流域=(7, 13.9), 七北田川流域=(7, 16.6), 高柳川流域=(5, 6.4)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=15.5, 宮川流域=6.5	—	吉田川[落合]	
	大郷町	善川流域=13.1	善川流域=(5, 7.8)	—	

洪水警報基準

市町村等名 まとめた地 域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準	
東部仙台	仙台市東部	北真山運河・南真山運河流域=5.1, 広瀬川流域=25.8, 旧爪川流域=4.1, 南田川流域=8.5	名取川流域=(8, 22.9), 七北田川流域=(12, 16.1), 北真山運河・南真山運河流域=(12, 2.7), 広瀬川流域=(8, 21), 旧爪川流域=(8, 3.2), 南田川流域=(8, 7.8)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]	
	塩竈市	—	—	—	
	名取市	増田川流域=9.5, 貞山郷流域=17.2, 川内沢川流域=6.8, 志賀沢川流域=11.8	増田川流域=(6, 9.5), 貞山郷流域=(6, 17.2), 川内沢川流域=(6, 6.8), 志賀沢川流域=(6, 11.8)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]	
	多賀城市	砂押川流域=15.8	砂押川流域=(8, 12.4)	七北田川[市名坂]	
	岩沼市	川内沢川流域=6, 五間郷川流域=7.6, 志賀沢川流域=6	川内沢川流域=(8, 5.4), 五間郷川流域=(8, 7.1), 志賀沢川流域=(8, 5.4)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	
	宮谷市	西川流域=6.9	竹林川流域=(12, 10.6)	吉田川[落合・新田橋]	
	亶理町	—	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	
	山元町	高瀬川流域=4.6, 坂元川流域=8.2, 戸花川流域=3.9	—	—	
	松島町	磯田川流域=12.5, 田中川流域=5.3, 高城川流域=14.7	—	磯田川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]	
	七ヶ浜町	—	—	—	
大和町東部	利府町	砂押川流域=11.2	—	七北田川[市名坂]	
	大和町東部	身狭川流域=7, 西川流域=18.6, 小西川流域=9.6, 善川流域=17.7	—	吉田川[落合・新田橋]	
	大郷町	磯田川流域=12.1, 味明川流域=9.2, 清川流域=8.5	—	吉田川[落合・粕川]	
	西部仙台	仙台市西部	名取川流域=44, 広瀬川流域=36, 善勝川流域=7.5, 大倉川流域=21.8, 高柳川流域=8.1	名取川流域=(8, 24.8)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=22.2, 宮川流域=9.3	—	吉田川[落合]	
	大郷町	善川流域=16.4	善川流域=(6, 14.7)	—	

※  については、東北地方太平洋沖地震に伴い、暫定的に引き下げて運用されている。(資料13参照)

(2) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ①大雨警報については、大雨警報の表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、大雨警報の土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報基準のうち、表面雨量指数基準の欄は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数の欄は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示す。
- ②大雨警報・注意報の表面雨量指数は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ③土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- ④洪水の欄中、「流域雨量指数基準」の「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- ⑤洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑥洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水注意報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを、洪水警報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを1km四方の領域ごとに指数化したもの。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握する指標で、雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を1km四方の領域ごとに指数化したもの。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための資料で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを1km四方の領域ごとに指数化したもの。

分割した市町村の定義

仙台市東部：青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く）

仙台市西部：青葉区（宮城総合支所管内）、太白区（秋保総合支所管内）、泉区

大和町東部：大和町西部を除く

大和町西部：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は、次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（新水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

3. 津波に関する警報、注意報、情報、予報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

(ア) 種類

- 大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想される
とき発表（予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合）
- 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合）
- 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上1 m以下の場合）

(イ) 発表される津波の高さ等

種 類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

- ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ・地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。
- ・予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

(ウ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(ア) 種類

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報 ^{注1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報 ^{注2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

注1) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2m未満のときは、津波の高さを数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

注2) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。なお、最大波の観測値及び沿岸での推定値については、大津波警報を発表している沿岸で推定される津波の高さが3m以下の場合、又は津波警報を発表している沿岸で推定される津波の高さが1m以下の場合は、沖合で観測された津波の観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と数値ではなく言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

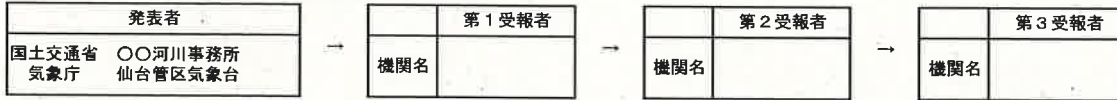
	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。

(参考) 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

指定河川洪水予報伝達様式（東北地方整備局）



正規

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・仙台管区气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報[洪水]】 〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】 〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量） 多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	xxx.x↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
	00日02時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
	00日03時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	xxx.x↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	00日00時00分の状況	xx.x↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	xx.x	■■■■■			
	00日02時00分の予測	xx.x	■■■■■			
	00日03時00分の予測	xx.x	■■■■■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)
(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇区、 △△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇地区、 ××県〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

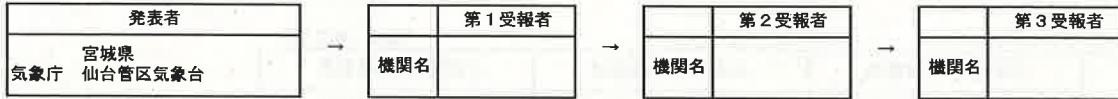
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

指定河川洪水予報伝達様式（宮城県）



正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
宮城県・仙台管区气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】 〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】 〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	—				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	00日00時00分の状況	—				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)
(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
宮城県ホームページ 気象庁ホームページ	http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/

問い合わせ先

水位関係：宮城県土木部河川課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 仙台管区気象台 気象防災部予報課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

〇〇〇川 氾濫危険（洪水特別警戒水位）情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

【主文】

〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
--------	------	---

避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
--------	------	-----------------------------

氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階
--------	------	------------------

※避難判断水位，氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位，
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen30Servlet>

〇〇〇川 氾濫危険（洪水特別警戒水位）情報

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回った場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分発表
宮城県〇〇〇〇〇事務所
(第 〇 報)

【主文】

〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）を下回り、今後、水位は下降する見込みです。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）
受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位，氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位，
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム	http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen30Servlet
----------------	---

水防警報（準備）

発令河川 江合川	基準水位観測所 荒雄水位観測所	発表番号 第1号
-------------	--------------------	-------------

○年○月○日○時○分

国土交通省北上川下流河川事務所発表

【現 況】

江合川の荒雄水位観測所（大崎市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

○時○分現在 2.59m

【発 表】

水防機関は準備してください。

北上川下流河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
大泉				
米谷				
登米				
柳津				
飯野川上流				
荒雄		○		
下谷地				
涌谷				
短台				
和湊				
大森				
門脇				
三本木橋				
下中ノ目				
野田橋				
鹿島台				
新田橋				
落合				
粕川				
鹿島台				

(参考)

江合川 荒雄水位観測所（大崎市）

（受け持ち区間は 江合川左岸：桜ノ目地区から新江合川分派点、右岸：小泉地区から新江合川分派点）

問い合わせ先

国土交通省 北上川下流河川事務所 防災情報課 電話：0225-94-9854（内線）

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水 防 警 報

河 川 名	種 別	発表番号	発 表 日 時	発表事務所
			月 日 時 分	土木事務所

本 文

1 (待機・準備)

① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、1時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。

2 (出 動)

① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、1時間間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから⑤ では水防団の出動が必要です。

3 (解 除)

① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mとなり、引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。

(発信者) (受信者) (時 分送受信)

参考：水防団待機水位（通報水位） _____ m

氾濫注意水位（警戒水位） _____ m

発令対象： _____ 市・町・村

⑤防災操作（異常洪水）予告情報（3時間前）

ダム連絡

情報

ダム操作に関する重要情報 （防災操作（異常洪水）に関する情報）

○年○月○日 11時20分

避難勧告等の事前措置の検討をお願いします

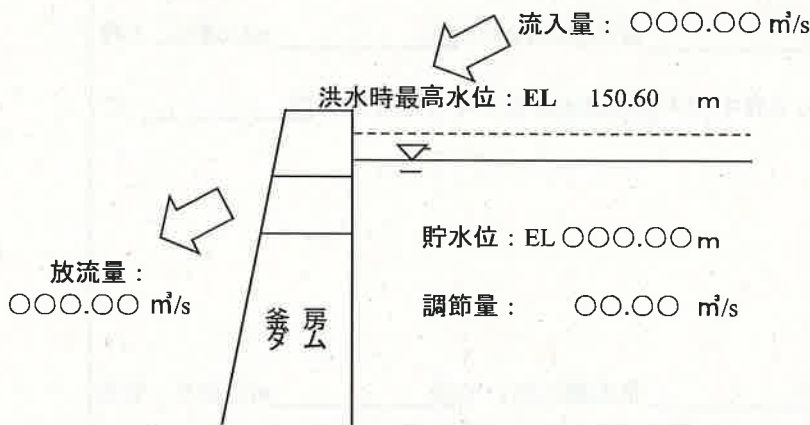
釜房ダム管理所

発信者：

緊急防災放流に移行する場合には、河川水位は上昇しており洪水氾濫のおそれがあります。この操作に **移行する場合は、概ね1時間前に事前通知します。** 釜房ダムでは現在、洪水調節を行っています。

今後、計画規模を超える流入量が予想されるため、○日○時○分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作に移行する可能性があります。
今後の降雨状況によっては、住民避難等の準備が必要です。

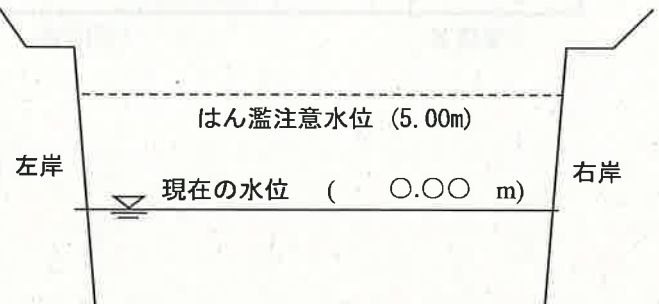
1. ダム状況 (日 時 分現在) (数字は速報値)



2. 雨量状況・河川水位状況 (数字は速報値)

雨量情報	種別	流域平均	釜房観測所
	時間雨量	(日 時～ 日 時)	mm/時
累計雨量	(日 時～ 日 時)	mm	mm
河川情報	観測所名	余方観測所	
	河川水位	(日 時 分現在) m	

名取川余方地点



※ダム情報のホームページ

インターネット：<http://www.river.go.jp>

携帯サイト(i-mode)：<http://i.river.go.jp>

⑥防災操作（異常洪水）1時間前通知

ダム連絡

通知（受信確認が必要です）

防災操作（異常洪水）に関する事前通知《1時間前通知》 （計画規模を超える洪水時の操作に関する事前通知）

○年○月○日 13時20分

釜房ダム管理所

避難の検討をお願いします

発信者：

この操作を実施する場合には、ダムの洪水調節に活用する空容量は減少しており、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急防災放流の操作に

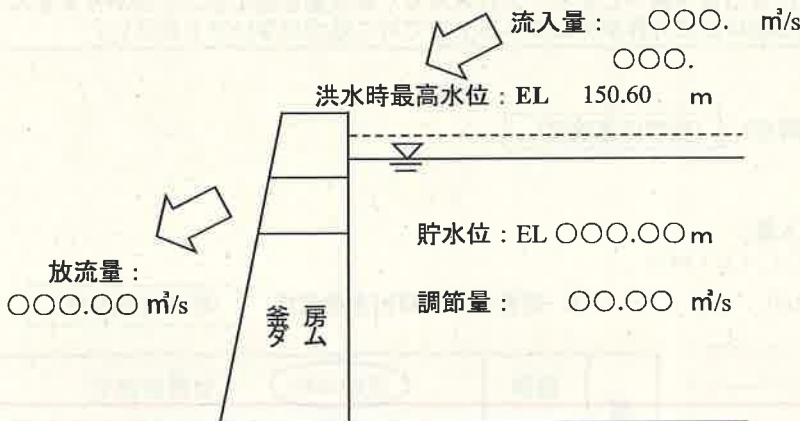
移行した場合は、直ちにその旨通知します。

釜房ダムでは現在、洪水調節を行っています。

計画規模を超える流入量が予想されるため、○日○時○分頃から洪水調節方法を変更し、緊急防災放流の操作を実施します。

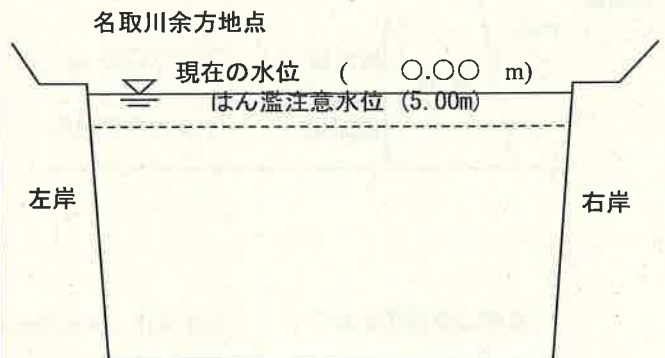
避難勧告等の住民避難の対応が必要です。

1. ダム状況 (○日○時○分現在) (数字は速報値)



2. 雨量状況・河川水位状況 (数字は速報値)

雨量情報	種別	流域平均	釜房観測所
	時間雨量	(○日○時～○日○時)	mm/時
累計雨量	(○日○時～○日○時)	mm	
河川情報	観測所名	余方観測所	
	河川水位	(○日○時○分現在) m	



※ダム情報のホームページ インターネット：<http://www.river.go.jp> 携帯サイト(i-mode)：<http://i.river.go.jp>

<受信確認> 釜房ダム管理所 TEL：0224-84-2171 FAX：0224-84-4490

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
釜房ダム管理所					

⑦防災操作（異常洪水）開始通知

ダム連絡

通知（受信確認が必要です）

防災操作（異常洪水）開始の通知 （計画規模を超える洪水時の操作開始の通知）

○年○月○日 14時20分

**緊急の防災操作開始！
避難指示等の措置が必要！**

釜房ダム管理所

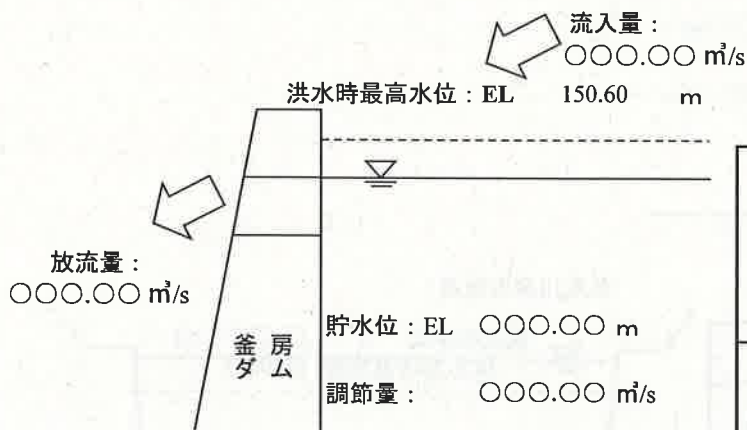
発信者：

釜房ダムでは、○日○時○分に防災操作（異常洪水）を開始しました。
河川水位は、かなり高い状況にあり、洪水氾濫のおそれがあります。
避難指示等の措置が必要です。

1. 放流の目的

放流の目的	緊急防災放流	ダムの洪水時最高水位に近づいているため、緊急的にダムから流す水を流れてくる水量と同じになるよう増やします。流れ込んでくる水量を越えることはありませんが、下流は急激な水位上昇が見込まれますので川に近づかないでください。
-------	--------	--

2. ダム状況（ 日 時 分現在）（数字は速報値）



2. 雨量状況・河川水位状況（数字は速報値）

雨量情報	種別	流域平均	釜房観測所
	時間雨量	(日 時～)	mm/時
累計雨量	(日 時～ 日 時)	mm	
河川情報	観測所名	余方観測所	
	河川水位	m (日 時 分現在)	

※ダム情報のホームページ インターネット：<http://www.river.go.jp> 携帯サイト(i-mode)：<http://i.river.go.jp>

<受信確認> 釜房ダム管理所 TEL：0224-84-2171 FAX：0224-84-4490

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
釜房ダム管理所					

(様式 イ)

副 所 長	河川管理課 長	名 取 川 出張所 長

名取川出張所 日 時 分 → 河川管理課 日 時 分

策川樋門操作（閉扉）に関する情報

国土交通省仙台河川国道事務所

名取橋水位観測所の水位は、 日 時 分現在、 mに達し、

名取川本川から旧策川への逆流 } } ことから、
{ が始まった {
{ のおそれがある {

 日 時 分

より、} 策川樋門のゲート } の閉扉操作を開始 } したので、
に、{ { を全閉 {

情報提供します。

なお、策川樋門の内外水位（量水標）は 日 時 分現在、

内水位（堤内地側） : . m

外水位（堤外地側） : . m となっております。

発信者・送信時刻	受信者・受信確認
仙台河川国道事務所河川管理課 日 時 分 <u> </u> FAX 304-1905	宮城県仙台土木事務所 日 時 分 TEL 297-4155 FAX 297-4155
	仙台市消防局 日 時 分 TEL 234-1111 FAX 234-2364
	同報（危機管理室 FAX 214-8096） （河川課 FAX 268-4312）
	※原則、「全閉」に関する情報を共有。

(様式 ロ)

副 所 長	河川管理課 長	名 取 川 出張所長

名取川出張所 日 時 分 → 河川管理課 日 時 分

策川樋門操作（開扉）に関する情報

国土交通省仙台河川国道事務所

策川樋門のゲートは、 日 時 分から全閉しておりましたが、

内水位が外水位より $\left\{ \begin{array}{l} \text{高くなった} \\ \text{高くなる見込みである} \end{array} \right\}$ ことから、

 日 時 分

より、
に、

策川樋門のゲート $\left\{ \begin{array}{l} \text{の開扉操作を開始} \\ \text{を全開} \end{array} \right\}$ したので、

情報提供します。

なお、策川樋門の内外水位（量水標）は 日 時 分現在、

内水位（堤内地側） : . m

外水位（堤外地側） : . m となっております。

発信者・送信時刻	受信者・受信確認
仙台河川国道事務所河川管理課 日 時 分 <u> </u> FAX 304-1905	宮城県仙台土木事務所 日 時 分 TEL 297-4155 FAX 297-4155
	仙台市消防局 日 時 分 TEL 234-1111 FAX 234-2364
	同報（危機管理室 FAX 214-8096） （河川課 FAX 268-4312）

※原則、「全開」に関する情報を共有。

名取川水系名取川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

仙台市
宮城野区

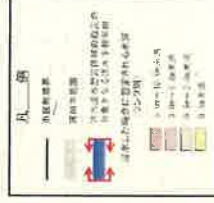
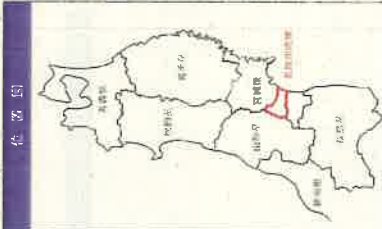
仙台市
青葉区

仙台市
太白区

仙台市
若林区

名取市

岩沼市



1. 説明文

- (1) この図は、名取川水系名取川(以下「名取川」と称す)の河川下流に、大雨(想定最大規模)による洪水(想定最大規模)が発生した場合に想定される洪水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」と称す)を示している。この浸水想定区域は、名取川水系名取川(以下「名取川」と称す)の河川下流に、大雨(想定最大規模)による洪水(想定最大規模)が発生した場合に想定される洪水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」と称す)を示している。
- (2) 浸水想定区域は、名取川水系名取川(以下「名取川」と称す)の河川下流に、大雨(想定最大規模)による洪水(想定最大規模)が発生した場合に想定される洪水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」と称す)を示している。
- (3) なお、この浸水想定区域は、名取川水系名取川(以下「名取川」と称す)の河川下流に、大雨(想定最大規模)による洪水(想定最大規模)が発生した場合に想定される洪水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」と称す)を示している。

2. 基本事項等

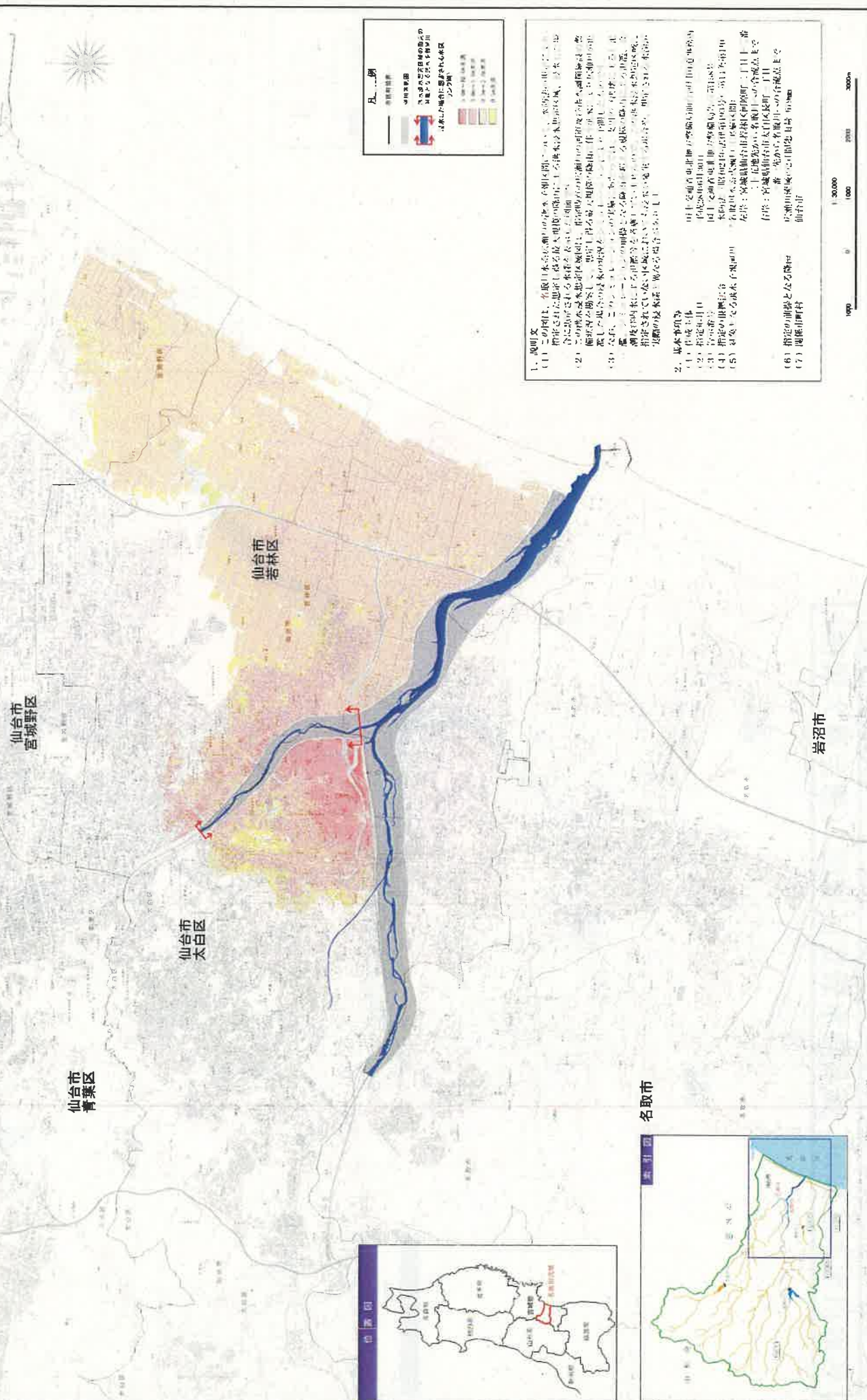
- (1) 作成年度
- (2) 作成場所
- (3) 作成者
- (4) 指定の河川
- (5) 対象となる浸水想定区域

(6) 指定の河川となる河川
名取川水系名取川(以下「名取川」と称す)

(7) 浸水想定区域
仙台市宮城野区、仙台市青葉区、仙台市太白区、仙台市若林区、名取市、岩沼市



名取川水系広瀬川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



凡...例

- 市界線
- 市界線内は自治体の区分が異なるが、この図では市界線内を統一して示す
- 市界線外は自治体の区分が異なるが、この図では市界線外を統一して示す
- 市界線内は自治体の区分が異なるが、この図では市界線内を統一して示す

1. 説明文

(1) この図は、名取川水系広瀬川の本川と支流の洪水浸水想定区域図であり、本川と支流の洪水浸水想定区域図を統合して示したものである。この図は、平成28年6月30日現在、国土交通省東北地方整備局が作成したものである。

(2) この図は、名取川水系広瀬川の本川と支流の洪水浸水想定区域図であり、本川と支流の洪水浸水想定区域図を統合して示したものである。この図は、平成28年6月30日現在、国土交通省東北地方整備局が作成したものである。

(3) この図は、名取川水系広瀬川の本川と支流の洪水浸水想定区域図であり、本川と支流の洪水浸水想定区域図を統合して示したものである。この図は、平成28年6月30日現在、国土交通省東北地方整備局が作成したものである。

(4) この図は、名取川水系広瀬川の本川と支流の洪水浸水想定区域図であり、本川と支流の洪水浸水想定区域図を統合して示したものである。この図は、平成28年6月30日現在、国土交通省東北地方整備局が作成したものである。

(5) この図は、名取川水系広瀬川の本川と支流の洪水浸水想定区域図であり、本川と支流の洪水浸水想定区域図を統合して示したものである。この図は、平成28年6月30日現在、国土交通省東北地方整備局が作成したものである。

(6) 指定の区域となるのは、
 ① 青葉区 宮城野区 若林区 太白区
 ② 宮城野区 若林区 太白区
 ③ 若林区 太白区

(7) 関係市町村
 仙台市
 岩沼市

2. 基本事項等

(1) 作成年度
 平成28年6月30日

(2) 作成場所
 国土交通省東北地方整備局 仙台市

(3) 作成経緯
 本局が、国土交通省東北地方整備局の委託により、名取川水系広瀬川の本川と支流の洪水浸水想定区域図を作成したものである。

(4) 作成の根拠法令
 国土交通省令 国土交通省令第19号（洪水浸水想定区域図の作成）

(5) 対象となる河川
 名取川水系広瀬川
 上流部（仙台市太白区長町一丁目上流～）
 下流部（岩沼市山田町長町一丁目～）

(6) 指定の区域となるのは、
 ① 青葉区 宮城野区 若林区 太白区
 ② 宮城野区 若林区 太白区
 ③ 若林区 太白区

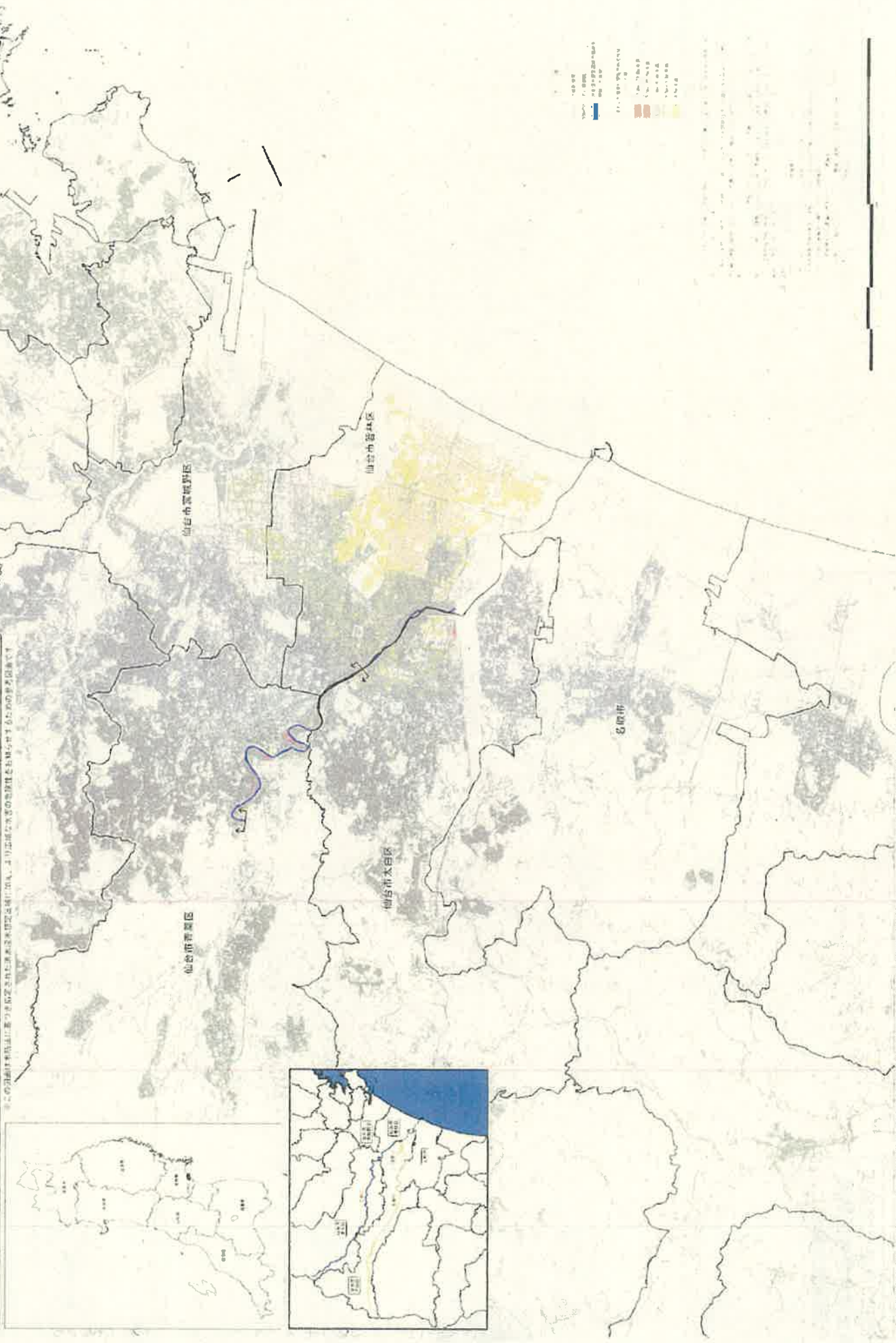
(7) 関係市町村
 仙台市
 岩沼市



【参考図】

名取川水系広瀬川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

この図面は、国土交通省河川局が実施した洪水浸水想定区域図作成業務に基づき、国土交通省河川局の作成した区域図に基づき作成されたものである。



洪水浸水想定区域	想定最大規模
河川	河川
市界	市界
区界	区界
町界	町界
村界	村界
町界	町界
村界	村界
町界	町界
村界	村界

この図面は、国土交通省河川局が実施した洪水浸水想定区域図作成業務に基づき、国土交通省河川局の作成した区域図に基づき作成されたものである。

この図面は、国土交通省河川局が実施した洪水浸水想定区域図作成業務に基づき、国土交通省河川局の作成した区域図に基づき作成されたものである。

この図面は、国土交通省河川局が実施した洪水浸水想定区域図作成業務に基づき、国土交通省河川局の作成した区域図に基づき作成されたものである。

この地図の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。「承認番号 平31情使、第00号」

七北田川水系七北田川
洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)

1. 目的
 七北田川水系七北田川に発生する洪水浸水想定区域を、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域として示すことにより、洪水浸水の危険性を明らかにし、国土の防災に資することを目的とする。
2. 対象区域
 七北田川水系七北田川に発生する洪水浸水想定区域を示すことにより、国土の防災に資することを目的とする。
3. 浸水想定区域の区分
 (1) 浸水想定区域の区分は、浸水想定区域の区分として示すことにより、国土の防災に資することを目的とする。
4. 浸水想定区域の区分
 (1) 浸水想定区域の区分は、浸水想定区域の区分として示すことにより、国土の防災に資することを目的とする。
5. 浸水想定区域の区分
 (1) 浸水想定区域の区分は、浸水想定区域の区分として示すことにより、国土の防災に資することを目的とする。
6. 浸水想定区域の区分
 (1) 浸水想定区域の区分は、浸水想定区域の区分として示すことにより、国土の防災に資することを目的とする。
7. 浸水想定区域の区分
 (1) 浸水想定区域の区分は、浸水想定区域の区分として示すことにより、国土の防災に資することを目的とする。

凡例

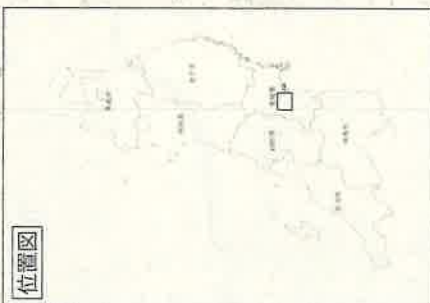
河川浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分

浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分

浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分
 浸水想定区域の区分



七北田川水系梅田川
洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)



説明
 1. 梅田川水系梅田川の本川(河川)は、本川(河川)の流路にあり、その下流に、梅田川(河川)の
 2. 梅田川(河川)の上流(支流)である梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。梅田川(河川)の
 3. 梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。
 4. 梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。
 5. 梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。
 6. 梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。
 7. 梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。梅田川(河川)の流域に、梅田川(河川)の洪水(浸水)が想定される。



砂押川水系砂押川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



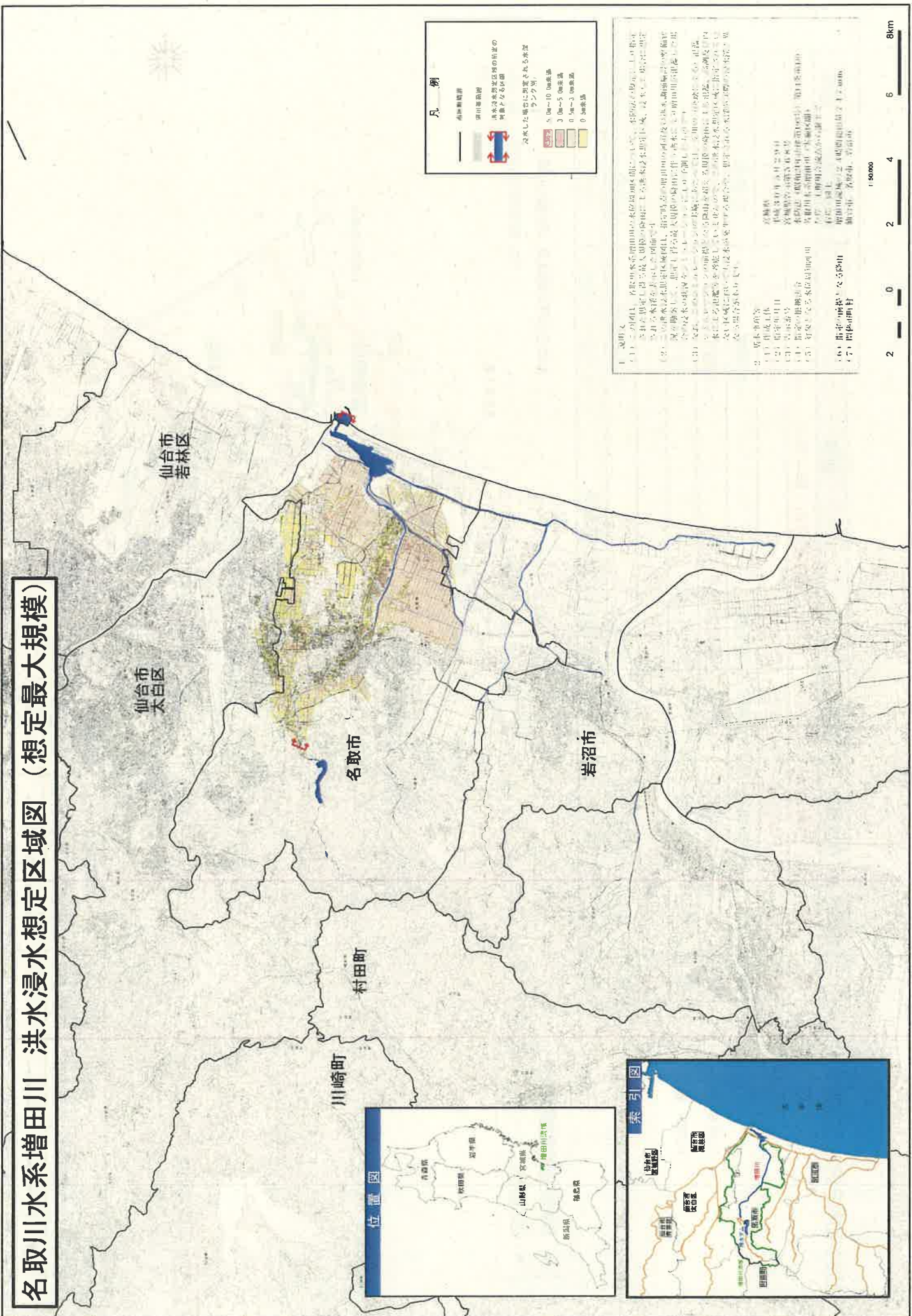
1. 解説文
 (1) 本図は、砂押川水系砂押川に於ける洪水浸水想定区域図(以下「本図」とする)であり、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (2) 本図は、砂押川水系砂押川に於ける洪水浸水想定区域図(以下「本図」とする)であり、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (3) 本図は、砂押川水系砂押川に於ける洪水浸水想定区域図(以下「本図」とする)であり、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (4) 本図は、砂押川水系砂押川に於ける洪水浸水想定区域図(以下「本図」とする)であり、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (5) 本図は、砂押川水系砂押川に於ける洪水浸水想定区域図(以下「本図」とする)であり、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (6) 本図は、砂押川水系砂押川に於ける洪水浸水想定区域図(以下「本図」とする)であり、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (7) 本図は、砂押川水系砂押川に於ける洪水浸水想定区域図(以下「本図」とする)であり、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。

2. 本図の作成に当たっては、以下の事項を踏まえ、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (1) 想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (2) 想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (3) 想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (4) 想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (5) 想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (6) 想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。
 (7) 想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示している。

凡 例
 浸水した場合に想定される水深(ランダム型)
 0.5m未満の区域
 0.5～3.0m未満の区域
 3.0～5.0m未満の区域
 市町村界
 洪水浸水想定区域の浸水想定区域となる区域



名取川水系増田川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



凡 例

- 河川敷境界線
- 河川敷内
- 洪水浸水想定区域の位置の相違となる区域
- 浸水した場合に想定される水深（ランク別）
 - 0.0m-1.0m未満
 - 1.0m-2.0m未満
 - 2.0m-3.0m未満
 - 3.0m-5.0m未満
 - 5.0m-10.0m未満

1. 説明文

本図は、名取川水系増田川の水位調節施設（ダム）の洪水調節機能の低下による洪水浸水想定区域（浸水想定区域）を示すものである。この浸水想定区域は、洪水浸水想定区域の位置の相違となる区域を示す。また、浸水した場合には、浸水した区域に想定される水深（ランク別）を示す。なお、この浸水想定区域は、洪水浸水想定区域の位置の相違となる区域を示す。また、浸水した場合には、浸水した区域に想定される水深（ランク別）を示す。

2. 関係機関等

- (1) 作成主体：宮城県土木部 河川課
- (2) 作成年月日：平成30年5月11日
- (3) 図号：30-05-0000
- (4) 担当：河川課 河川課長 佐藤 隆夫
- (5) 担当：河川課 河川課長 佐藤 隆夫

3. 備考

- (1) 本図は、名取川水系増田川の水位調節施設（ダム）の洪水調節機能の低下による洪水浸水想定区域を示すものである。この浸水想定区域は、洪水浸水想定区域の位置の相違となる区域を示す。また、浸水した場合には、浸水した区域に想定される水深（ランク別）を示す。
- (2) 本図は、名取川水系増田川の水位調節施設（ダム）の洪水調節機能の低下による洪水浸水想定区域を示すものである。この浸水想定区域は、洪水浸水想定区域の位置の相違となる区域を示す。また、浸水した場合には、浸水した区域に想定される水深（ランク別）を示す。



仙台市内を流れる指定河川

管理者	指定状況	河川名	区域	基準観測所	延長
国	洪水予報河川	名取川	太白区山田字船渡前3番1地先 ~ 海	名取橋	12,500m
国	洪水予報河川	広瀬川	~ 名取川合流点	広瀬橋	3,900m
県	水位周知河川	広瀬川	~ 広瀬橋	広瀬橋	1,350m
国	水位周知河川	笹川	~ 名取川合流点	杉の下橋	2,500m
県	水位周知河川	旧笹川	~ 名取川合流点	北目橋	4,600m
県	洪水予報河川	七北田川	~ 海	市名坂	17,000m
県	水位周知河川	七北田川	~ 赤生津大橋	小角	12,900m
県	水位周知河川	梅田川	~ 七北田川合流点	苦竹	3,400m

H29.6 指定

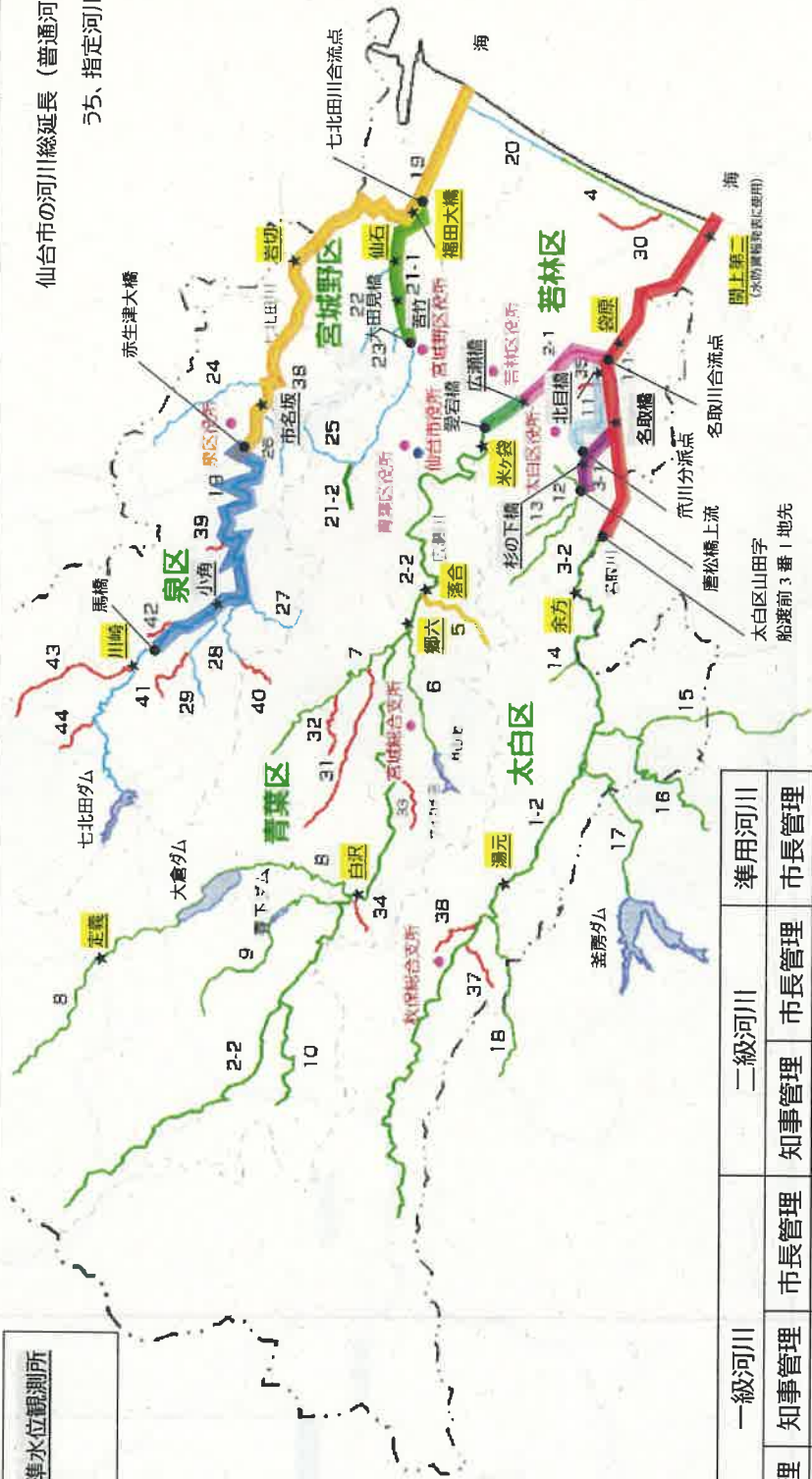
H28.5 指定

H28.5 指定

★ 指定河川の基準水位観測所

★ 水位観測所

仙台市の河川総延長（普通河川除く）：291,961m
うち、指定河川総延長：60,150m
(21%弱)



種別	一級河川		二級河川		準用河川	
	大臣管理	知事管理	市長管理	市長管理	市長管理	市長管理
管理者	—	—	—	—	—	—
凡例	—	—	—	—	—	—